

福岡県改修工事特記仕様書

I 工 事 概 要

1. 工事名称

畠田西地区学習等供用施設改修工事

2. 工事場所

行橋市大字福重 2657番地

3. 工事概要は別紙（仕上表）による。

4. 別途工事

・機械・電気設備工事

5. その他

II 建築工事仕様

1. 標準仕様

図面及び特記仕様書に記載されていない事項はすべて国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（平成28年版）」（以下「改修標仕」）及び「建築改修工事管理指針（平成28年版）」による。
ただし、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（平成28年度版）」及び「建築工事管理指針（平成28年版）」による。

2. 特記仕様

1)項目は番号に○印のついたものを適用する。
2)特記事項は ○印のついたものを適用する。
○印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
○印と ※印のついた場合は、共に適用する。
3)特記事項に記載の()内表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書の当該項目、当該図、または当該表を示す。
4)特記事項に記載の「 」内表示番号は、公共建築工事標準仕様書の当該項目、当該図、または当該表を示す。
5)形状寸法の単位は特記なきがきり、ミリメートルとする。

章 項 目 特 記 事 項

① 適用基準等

図面もしくは特記仕様書に記載なき場合は、以下の仕様書による。
(1)「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）平成 28 年版」国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修」（以下「標準仕様書」又は「標仕」という。）による。
(2)「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成 28 年版」国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修
(3)「公共不道建築工事標準仕様書 平成28年版」 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修
(4)「建築物解体工事共通仕様書 平成24年版」 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修

② 補足基準等

1.適用仕様等、図面、特記仕様書に記載なきものについては、以下の基準、指針、要領、標準図等による。
(1)「建築構造設計基準 平成30年版」 国土交通省大臣官庁官庁営繕部整備課監修
(2)「建築工事標準詳細図 平成 28 年版」 国土交通省大臣官庁官庁営繕部整備課監修
(3)「鉄筋コンクリート構造配筋要領 平成11年版」 建設大臣官庁官庁営繕部監修
(4)「擁壁設計標準図 平成12年版」 建設大臣官庁官庁営繕部監修
(5)「建築工事管理指針 平成 28 年版」 国土交通省大臣官庁官庁営繕部整備課監修
(6)「建築改修工事管理指針 平成 28 年版」 国土交通省大臣官庁官庁営繕部整備課監修
(7)「建築工事安全施工技術指針・同解説」 国土交通省大臣官庁官庁営繕部整備課監修
(8)「解体工事安全施工指針」 建築業労働災害防止協会
(9)「建設廃棄物処理指針」 厚生労働省生活衛生局
(10)「建築物解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」 環境省大気保全局（環境庁アスベスト飛散防止対策研究会）
(11)「建築物等の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル（新版）」 建築業労働災害防止協会
(12)「官庁施設の総合耐震診断・改修基準及び同解説(平成8年版)」建設大臣官庁官庁営繕部監修
(13)「建築工事標準仕様書・同解説」日本建築学会
(14)「建築工事の手引き」福岡県建築都市部編集
(15)「解体工事の手引き」福岡県建築都市部編集
(16)「植栽工事の手引き」福岡県建築都市部編集
(15)「解体工事の手引き」福岡県建築都市部編集
(17)「黒板、畳、襖工事の手引き」福岡県建築都市部編集

③ 適用範囲等

すべての設計図書は相互に補完するものとする。ただし設計図面に相違がある場合、設計図書の優先順位は、次の（１）～（４）の順番とする。
(１)質問回答書 （２）か（５）の順番のもの)
(２)現場説明書
(３)特記仕様書
(４)図面

④ 現場に常備する図面等

上記の「1. 適用基準等」及び「2. 補足基準等」のうち、当該工事に係る図書等については現場事務所に常備し監督職員の確認を得ること。
請負者は、工事請負額が500万円以上の工事について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時に変更があった日から10日以内に、完成時は完成後10日以内に、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、「建設情報集積」を作成し、建築都市総務課契約室の確認を受けた後に、(一財)日本建設情報総合センターに提出しなければならない。また、(一財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」の写しを建築都市総務課契約室に提出しなければならない。

⑤ 工事体制台帳

※現場説明書による。請負者は下請け契約を行う全ての工事で施工体制台帳を作成し、工事現場に掲え置くとともに、その写しを監督員に提出すること。

7. 文化財その他の埋蔵物

工事の施工に当たり、文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、直ちにその状況を監督員に報告する。 その後の措置については、監督員の指示に従う。(1.1.12)

⑧ 実施工程表

概成工期（平成 年 月 日）(1.2.1)

⑨ 工事の記録

工事日報は、工事記録を兼ねることができる。(1.2.4)
下記要領により撮影し、写真帳に説明を記入のうえ提出する。（原画は撮影業者が保管する。）

区分	分 類	規 格	部数	原画の大きさ	備 考
※着工前	※カラー・モノクロ	※サービス版・()	※1部・()	24×36以上又はデジタル画像	監督員の承認する撮影者（原画提出不要）
※施工中	※カラー・モノクロ	※サービス版・()	※1部・()	24×36以上又はデジタル画像	監督員の承認する撮影者（原画提出不要）
※完成時	※カラー・モノクロ	※サービス版・()	※1部・()	100×125以上※24×36以上	外観・内部、監督員の指示による。監督員の承認する専門業者
注 記	撮影業者は建築完成写真の撮影実績がある者で、監督員が承認する撮影者(着工前、施工中)、監督員の承認する専門業者(完成)とする。 電子データはRGB(フルカラー)・JPEG形式最高画素としO-Rで提出する。 デジタル撮影時200万画素以上300dpi以上				

各工程ごとに作業時の状況がわかるように黒板(工事名、撮影箇所、年月日等記入)、スケール等をあて撮影する。 国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編」による。(1.3.3)

10. 電気保安技術者

※適用する（工事用電力設備の保安責任者が兼ねる。） ・適用しない(1.3.5)

11. 施工条件

() (1.3.5)

⑪ 施工中の安全確保

建築基準法、労働安全衛生法、その他関係法令等に定めるところによるほか、建設工事公衆災害防止対策要綱に従うとともに、建築工事安全施工技術指針を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、施工に伴う災害及び事故の防止に努める。

⑫ 建設リサイクル法

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の対象となる工事に該当（※現場説明書による。・する ・しない）

建 設 副 産 物 の 処 理 に つ い て	
資源の有効利用、環境負荷の低減等を図り、「資源循環型社会」を構築するため、建設副産物の発生抑制・再利用、適正処理を推進する。 現場内で発生する建設副産物の処理については、現場内において発生する品目ごとに分別し指定された場所へ集積すること。 また、施工区分表に積み込み・運搬・処分までの指示がある工事については、現場内に分別保管場所を設置するとともに、再生資源の利用の促進に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設廃棄物処理指針その他関係諸法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、指定された方法により適正に処理を行うこと。 工事に際しては、工事着手時に建設副産物処理計画書、再生資源利用計画書等を、工事竣工時に建設副産物の処理結果報告書、再生資源利用実施書等を提出すること。	
指定副産物（原則として再資源化施設へ持込むもの）	
○がれき類（コンクリート塊）(アスファルト塊) ○木くず・建設発生土 ○汚泥 指定副産物の工事現場からの搬出、再生資材等の利用等については、「リサイクル原則化ルール」（平成18年6月12日策定）」により実施する。 建設汚泥については、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（平成18年6月12日事務次官通知）」に従い、建設汚泥の再生利用を推進する。	
その他の副産物	
○廃プラスチック ○ガラス、陶磁器くず ○炭石こうボード ○金属くず ・繊維くず	
特別管理産業廃棄物	
○廃石綿等 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（環境庁大気保全局）」及び「石綿障害予防規則（平成17年7月1日施行）」に従い、収集、運搬、処分を行う。	
・廃PCB等 「電気事業法：電気関係報告規則」及び「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に従い、報告書の作成・届出を行うとともに、適正に保管できるようにして施設管理者に引き渡すこと。	

※参考受入場所は現場説明書による(1.3.12)

⑬ 施工中の環境保全等

建築基準法、建設リサイクル法、環境基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物処理法、土壌汚染対策法、資源有効利用促進法、その他関係法令等に定めるところによるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努める。(1.3.11)

排 出 ガ ス 対 策 型 建 設 機 械 に つ い て	
「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき、指定された建設機器を使用すること。 (対象機種：ﾊﾞｯｸﾚｰﾄﾞ、ﾌﾞﾗｲﾝﾄﾞ、ﾄﾗｸﾀｰｼｮｯﾄﾙ(車輪式)、空気圧縮機(可動式)、油圧ｼｭｰﾄ(油圧ﾊﾏﾏｰ-ｽﾀｰｶﾞ油圧式鋼管圧入引抜機・油圧式杭圧入引抜機 ﾘｰｽﾀｰｶﾞ-ｵｰﾙﾍﾟｰｼﾝｸﾞ掘削機、ﾘﾝ-ｻｰﾓﾚｰｼﾝｸﾞﾄﾞﾘﾙ・ﾌｰｽﾄﾞﾘﾙ、地下連続壁施工機・全回転型油圧ｼｭｰﾄ 掘削機の基礎工事用機械のうちﾊﾞｰｽﾃｰｼﾝｸﾞとは別に独立したﾃﾞｲﾍﾞｰﾄﾞｼﾝｸﾞ駆動の油圧ｼｭｰﾄを搭載しているもの）、ﾛｰﾄﾞﾛｰﾀｰ、ﾀﾞｲｱﾙ、振動ﾛｰﾀｰ、ｲｷﾞﾙﾄﾞﾚﾝ、発電電動機(可動式(溶接用機を含む))但し、以上はﾃﾞｲﾍﾞｰﾄﾞｼﾝｸﾞ(ｼﾝｸﾞ出力7.5Kw以上200Kw以下)を搭載したものに限る。）	
・工事における振動被害防止要領の適用 振動計の設置については現場説明書による	

※ 提出する(O-R等にて) ・提出しない

16. 再生資源利用(促進)

本工事に使用する建築材料等は、設計図面に規定するもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督員の承認を得る。
なお、「評価名簿による」と特記されたものについては、国土交通省大臣官庁官庁営繕部監修「建築材料・設備機器等性能評価事業建築材料等評価名簿（最新版）」による。
福岡県認定リサイクル製品の使用製品名及び使用部位については、現場説明書によると。
標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督員の承諾を受け、当該製品の指定工法によることができる。(1.4.1)

⑰ 建築材料等

国による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）により、環境負荷の低減できる材料を選定すること。
使用する材料の選定に当たっては、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮すること。
工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。
指定品目、判断基準は「福岡

[illegible]

平成31年度版

⑤
建
具
改
修
工
事

10. 重量シャッター

機能による種類
・ 管理用 ・ 防火 ・ 外壁用 ・ 屋内用 ・ 防煙
シャッターケース（防火・防煙以外の場合） ・ 設ける ・ 設けない
開閉機能による種類
※上部電動式（手動併用） 電源 ※ V kw以下（過電流保護装置付）
・ 上部手動式
耐風圧強度 ・ （ ）
屋内用防火、防煙シャッターの危害防止機構 ※障害物感知装置 ・ シャッター二段降下方式
工事範囲 一次測配線は別途工事とし、開閉機構以降の二次配線は本工事に含む。
開閉機能による種類 (5.11.2～4) (表5.11.1)

11. 軽量シャッター

※手動式
・ 上部電動式（手動併用） 電源※ V kw以下（過電流保護装置付）
耐風圧強度 ・ （ ）
スラットの形状 ※インターロッキング形 ・ オーバーラッピング形
工事範囲 一次測配線は別途工事とし、開閉機構以降の二次配線は本工事に含む。
セクション材料 ※スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ
・ ファイバークラスタイプ
開閉方式 ※バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式
収納方式 ・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 パーチカル形
ガイドレール ※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ ステンレス鋼板(SUS304)
耐風圧機能 ・ （ ）
建具に取り付けるガラス及びガラスブロックは図面図示（建具表）による。
ガラス留め材 (5.13.2.(b)) (5.13.3) (表5.13.1)

	建具の種類	材 種
アルミニウム製	※シーリング材(SR-1)	○ グレージングガスケット
鋼製、ステンレス製	※シーリング材(SR-1)	

ただし、防火戸は建築基準法に基づく個別認定品とする。

⑥
（
1
）
内
装
改
修
工
事

① 既存床の撤去
並びに下地補修

合成樹脂塗床材の除去工法
・ 機械的除去工法
・ 目荒し工法 (6.2.2)

② 接着剤

壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、幅木に使用する接着剤は、トルエン等の含有量が少ない規格品とする。壁紙用の接着剤は、フタル酸ジエーノブチル及びフタル酸ジエーエチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を使用している規格品とする。
ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・ （ ） (6.6.2) (表6.8.2)

材 種	種 類	記号	色柄	厚さ	工法	特殊機能	備 考
ビニル床シート	※発泡層のないもの ・ 発泡層のあるもの	※F S ・ ()	※無地 ・ 模様	※2.5 ・ ()	※熱溶接 ・ 突付け	・ 帯電防止 ・ 耐動荷重性 ○ 防滑性 ・ 耐薬品性 ○ 抗菌性	

③ ビニル床シート張り (6.8.2) (6.8.3)

材 種	種 類	記号	色柄	厚さ	工法	特殊機能	備 考
ビニル床シート	※発泡層のないもの ・ 発泡層のあるもの	※F S ・ ()	※無地 ・ 模様	※2.5 ・ ()	※熱溶接 ・ 突付け	・ 帯電防止 ・ 耐動荷重性 ○ 防滑性 ・ 耐薬品性 ○ 抗菌性	

4. ビニル床タイル張り (6.8.2) (6.8.3)

材 種	種 類	記号	色柄	厚さ	工法	特殊機能	備 考
ビニル床タイル	※コンポジションビニル床タイル（半硬質） ・ コンポジションビニル床タイル（硬質） ・ ホモジニアスビニル床タイル ・ 帯電防止ビニル床タイル（直敷タイプ） ・ ホモジニアスビニル床タイル（パネル一体タイプ）	※F S ・ ()	※無地 ・ 模様	※2.5 ・ ()	※熱溶接 ・ 突付け	・ 帯電防止 ・ 耐動荷重性 ○ 防滑性 ・ 耐薬品性 ○ 抗菌性	

帯電防止ビニル床タイル（直敷タイプ）の接着剤は粘着剥離形とし、製造所の指定する製品とする。

材料 ※軟質 ・ 硬質
厚さ ※2 ・ （ ）
高さ ※60 ・ 75 ○ 100 ・ （ ）

6. カーペット敷き

織りじゅうたん (6.9.2) (6.9.3) (6.9.4) (表6.9.1) (表6.9.2)

種別	織 り 方	パイルの形状	色柄	備 考
・ A種	※3縫織り	※カットパイル	※無地	・ 防虫加工品
・ B種	・ （ ）	・ ループパイル	・ 模様	人体帯電圧
※C種		・ （ ）		※3kw以下 ・ （ ）

下敷き材 ※反毛フェルト(JIS L 3204)第2種2号（厚8）

タフテッドカーペット	パイル形状	パイル長	工 法	備 考
・ カットパイル	※5～7 ・ （ ）	※全面接着工法	・ グリッパ工法	人体帯電圧
・ マルチレベルループ	※4～6 ・ （ ）			※3kw以下 ・ （ ）
・ レベルループパイル	※4 ・ （ ）			
・ カット、ループ併用	・ （ ）			

タイルカーペット (6.9.2) (6.9.3) (6.9.4) (表6.9.2)

種別	パイルの形状	寸法	総厚さ	色柄	電気抵抗
※一種	※ループパイル	※500角	※6.5	※無地	※適用しない
・ 二種	・ カットパイル	・ （ ）	・ （ ）	・ 模様	・ 1.0 ² Ω以下

(6.10.2) (6.10.3) (表6.10.3～7)

種 別	仕 上 げ の 種 類
・ 弾性ウレタン塗り床材	※平滑仕上げ ・ 防滑仕上げ ・ つや消し仕上げ
・ エポキシ樹脂塗り床材	※薄膜流し膜べ仕上げ ・ 厚膜流し膜べ仕上げ（※平滑・防滑） ・ 樹脂モルタル仕上げ（※平滑 ・ 防滑） ・ 防滑仕上げ

ホルムアルデヒド放散量※F☆☆☆☆ ・ （ ）
材 質 水性アクリル系樹脂塗料※標準色 ・ （ ）
仕上種類 コーティング（ローラー刷毛塗り）
塗布量 主剤2回塗りとし、総塗布量は0.25kg/㎡以上

(6.11.2～7) (表6.11.1～4)

類 別	樹種	工法及び寸法	厚さ・大きさ (mm)	塗 装
複合フローリング	※なら	※釘どめ工法	厚さ ・ 15 幅 ・ 75・90	※塗装品
層板	・ （ ）	・ 接着工法	長さ ・ 以上	・ 無塗装品

ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・ （ ）
樹 種 ・ （ ）
接着剤 ・ 酢酸ビニル系エマルジョン エポキシ樹脂系
表面塗装 ・ ポリウレタン樹脂塗料3回塗り ・ （ ）
張り付け ・ 下張り板に接着剤で接着し、隠し釘と脚釘で止める
下張り板 ・ 12mm以上（木製根太） ・ 15mm以上（鋼製根太）
ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・ （ ）
厚さ ・ 幅 ・

11. 畳敷き

※別添工事特記仕様書による (表6.12.1)

⑥
（
2
）
内
装
改
修
工
事

① 壁紙張り

壁紙はJIS A 6921により、建築基準法に基づき防火材料の指定又は認定を受けたもの。
ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・ （ ） (6.14.2)

施工箇所	品 質	程 度	防火性能の種類
和室・天井			・ 1級 ○2級 ・ ()
和室・壁(一部)			・ 1級 ○2級 ・ ()
			・ 1級 ・ 2級 ・ ()
			・ 1級 ・ 2級 ・ ()
			・ 1級 ・ 2級 ・ ()

素地ごしらえの種類
モルタル及びプラスター面 ・ A種 ※B種
セっこうボード面 ・ A種 ※B種
施工業者 ※内装専門業者とする ・ （ ） (6.16.3)

施工箇所	形状・寸法	きじの質 磁器 せっ器 陶器 無釉 釉ゆう 有 無	色 標準 特注	見本 焼き	備 考

15. 断熱材

・ 打込み断熱材 「19.9.2」

材 種	種 類	厚 さ
※押出法ポリスチレンフォーム 保温板	※A種2種b ・ （ ） ・ A種3種b（接地部分）	・ 25 ・ （ ）
・ 硬質ウレタンフォーム	・ A種 ・ （ ）	・ （ ）

ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・ （ ）

施工箇所
※現場発泡工法に示された施工箇所以外の箇所
（ ）
・ 現場発泡断熱材（吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材）
難燃性 ※3級 ・ 2級
厚 さ ・ 25 ・ （ ）
施工箇所 ※窓回り等の断熱補修部分

「19.9.3」

材 種	品質・規格	厚さ
・ ロックウール吸音ボード1号(60K)		・ 25 ・ （ ）
・ グラスウール吸音材	グラスウール吸音ボード2号32K グラスクロス(JIS R3414)無縫縁	※25

ガラスクロス張りグラスウール吸音ボード(910*1820)の取付け工法
ポリプロピレン及びプラスチックファスナー留め 4本/㎡程度以上
畳下地 厚さ※40 ・ 65 ・ 80
フローリング類 厚さ※80 ・ 95

⑥
（
2
）
内
装
改
修
工
事

1. ステンレスの表面
仕上げ

種類	施工箇所	備考
※ヘアライン程度 ・ No.2B程度	・ 下記以外の見掛けり全て	外部使用種：5(巾)巾木 H=75
・ 鏡面仕上げ		
・		

「14.2.2」「表14.2.1」

種類	施工箇所	備考
・ B-1種		無着色
・ B-2種		・ プラチナ ・ ブラック ・ スパーク
・		

「14.2.3」「表14.2.2」

施工箇所	亜鉛めっきの種類	備考
	溶融・A種 ・ B種 ・ C種	JIS H 8841
	電気・D種 ・ E種 ・ F種	JIS A 8610

④ 軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類 (6.6.2) (表6.6.1)
屋内 ※19形 ・ 25形 ・ （ ）
屋外 ・ 19形 ・ （ ）
屋外における野縁等の間隔（ ） (6.6.3)

5. 軽量鉄骨壁下地

スタッド、ランナーの種類 (6.7.3) (表6.7.1)
※「改修種仕」表6.7.1による ・ 図示による

⑥
（
3
）
内
装
改
修
工
事

6. 金属成形板張り

「14.6.2」

材種	製法	材種	寸法 (mm)	厚 (mm)	表面処理
・ ステンレス系	・ 押出し	※7052系			・ B-1種 ・ B-2種 ()
・ アルミ系	※プレス				

伸縮調整継手 ・ 設ける ・ 設けない

「14.8.2」「14.8.3」

種類	材料の種類	表面処理
・ 手すり	※ステンレスSUS304 ・ 鉄	※HL程度 ・ 鏡面仕上げ ・ （ 2B仕上 ） 亜鉛めっき 外部 ※C種 内部 ※E種
・ タラップ	※ステンレスSUS304 ・ 鉄	※研磨なし 亜鉛めっき 内外部 ※C種 ・ （ ）

⑥
（
3
）
内
装
改
修
工
事

① フリーアクセス
フロア

「20.2.2」

施工箇所	構 法	寸 法 (mm)	高 さ (mm)	耐震性能	所定荷重	表面仕上げ材	備 考
	・ パネル構法 ・ 溝構法	・ 500×500		・ 1.0G ・ 0.6G	・ 3,000N ・ 5,000N	・ 帯電防止床タイル ・ タイルカーペット	

帯電防止性能 (U値) ・ 0.6 ・ 1.2
感電防止性能(漏えい抵抗 R_レ≥1×10⁴ Ω)
構成材の材質 ・ アルミニウム ・ 鋼製 ・ （ ）
製造所（ ） 同等以上

「20.2.3」

構造形式	パネル部の総厚さ	表面材種(厚さ)	仕上げ
※パネル式	・ () 以上	※鋼板 ・ ()	※メラミン樹脂又はアクリル樹脂
・ スタッド式		※0.6 ・ ()	焼き付け
・ スタッドパネル式		・ ()	・ ()

品質JIS A 6512によるもの又は評価名簿によるもの

「20.2.4」

表面板	仕上げ	パネル厚	透音性
・ 鋼板	・ 焼付け	※60 ・ 80 ・ 100	・ 一般タイプ ・ 遮音タイプ
・ ()	・ ()	・ ()	

製造所（ ） 同等以上

仕様

「20.2.5」

パネル	○ マシン樹脂系化粧板 ・ 樹脂系樹脂系化粧板 ・ （ ）
部 材	○ アルミ製 ・ ステンレス製 ・ （ ）
付属金物	※ステンレス製 ・ （ ）
足形状	※幅木型 ・ 足金物型
形 式	・ 丁番品 ○ 中心吊

⑤ 階段滑止め

「20.2.6」

・ 金属製 材 種	※ステンレス製(SUS304) ・ 真鍮製
形 式	※ビニルタイヤ又は合成ゴムタイヤ入り ・ タイヤなし
幅	※35 ・ （ ）
取 付	※接着工法 ・ （ ）
・ 磁器製 幅	※60 ・ （ ）

⑥ 階段手すり

材 種	表面仕上げ	直径(mm)	取付箇所
※集成材	※クリアラッカー	・ 60 ・ 45	
・ ステンレスパイプ	・ HL		
・ 銅製パイプ	・ EP-G		
・ ビニル製			

7. 床目地掃

「20.2.7」

床仕上の異なる箇所には目地掃を入れる。
※ステンレス製 3×9 ・ ステンレス製 4×12・ 真鍮製 4×12

8. 黒板及びホワイトボード

「20.2.8」

※福岡県黒板工事特記仕様書の項目を適用する。
・ 図示による

9. 鏡

「20.2.9」

鏡 ※なし ・ あり ()
ガラス厚 ※5mm ・ ()

10. 表示

「20.2.10」

※図示による
・ 下記による

種 類	材 種	寸 法	取付方法
・ 衝突防止表示	・ ステンレス製市販品 ・ （ ）		
・ 非常用出入口の表示	・ 市販品 ・ （ ）		
・ 室名札	・ ステンレス製 ・ ()	・ ()	・ 面付 ・ 挿出し
・ ビッドグラフ	・ ステンレス製 ・ (樹脂)	・ ()	・ (面付)
・ 案内板	・ ステンレス製 ・ ()	・ ()	・ ()
・ ()	・ ()	・ ()	・ ()
・ ()	・ ()	・ ()	・ ()

11. 煙突ライニング

「20.2.11」

・ 煙突用成形ライニング材
最高使用温度 ※650℃ ・ ()℃
・ キャスタブル耐火材
製造所 ※監督員の承諾する製造所 ・ () 同等以上

12. ブラインド

「20.2.12」

形 式	※横型ブラインド(JIS A 4801)	・ 縦型ブラインド
スラットの材種	※アルミニウム合金	・ アルミニウム合金 ・ クロス
開閉方式	※ギヤ式・コード式 ・ 操作様式	・ 1本操作コード ・ 2本操作コード
スラットの幅	※25 ・ 35	・ 80 ・ 100

13. ロールスクリーン

「20.2.13」

材種、品質等（ ）

⑦
（
3
）
内
装
改
修
工
事

14. カーテン及びカーテンレール

「20.2.14」「表20.2.1」

施工箇所	きれ地名称品質	ひだの種類	形 式	開閉装置
			・ 片引き ・ 引分け	・ 有 ※無
			・ 片引き ・ 引分け	・ 有 ※無
			・ 片引き ・ 引分け	・ 有 ※無
			・ 片引き ・ 引分け	・ 有 ※無

※箱幕用カーテンの両端、上部及び召合せの重掛けは300mm以上とする。
カーテンレール
材種 ※ステンレス製 ・ アルミニウム製 ・ 鋼製
形状 ※C型又はD型 ・ 角型

15. ブラインドボックス及びカーテンボックス

材料 ※アルミニウム製（既製品） ・ 鋼製 ・ （ ）
色彩 ※シルバー ・ 着色 ・ （ ）
形状 ※溝幅90×深さ150・溝幅（ ）×深さ（ ）

16. コーナービード

材料 ※ステンレス製 ・ アルミ製（図示による）

⑦ 天井見切縁

材 種 ※アルミニウム押出型材 ○塩化ビニル製
施工箇所 ※仕上表による ・ （ ）

⑧ 点検口

施工箇所	材 種	寸 法
天井	※アルミニウム ・ （ ）	○450×450 ・ 600×600
床	・ アルミニウム ・ ステンレス	・ 450×450 ・ 600×600
	形式 ・ 一般型 ・ 簡易密閉型 ・ 密閉型 ・ ()	

材料 ※塩化ビニル製又はゴム製（受枠ステンレス製）
・ 硬質アルミニウム製（受枠硬質アルミニウム製）
・ ステンレス製（受枠ステンレス製）

種 類	規格等	耐荷重による種類
・ 鋼製書架	JIS S 1039Iによる	・ 1種 ・ 2種 ・ 3種
・ 鋼製物品棚		・ 4種 ・ 5種 ・ 6種

材料 ※アルミニウム製 ・ （ ）
形状 ・ テーパー式 ・ 同一断面
形式 ・ ロープ式 ・ ハンドル式
寸法 ・ （ ）

材料 ※ステンレス製（市販品） SUS 304 ・ （ ）

ステンレス流し台 仕様・寸法 （ ）
コンロ台 （ ）
吊戸棚 （ ）
水切棚 （ ）

施工箇所	材 質	寸 法	備 考
	・ 磁器製又はせつ磁製	・ 300角 ・ ()	無釉・ 黄色
	・ ビニル床タイル	・ 300角	黄色
	・ 点字紙		真鍮製
	・ コンクリート製	・ 303角 厚60	黄色
	・		

25. 既製フェンス

・ ビニル被覆エクスパンドフェンス ・ 樹脂塗装メッシュフェンス
・ 鋼管フェンス ・ （ ）

26. かざ箱

※鋼製市販品 ・ 30組用 ・ 60組用 ・ 120組用

27. 敷地境界線

種別 ・ A種（ 程度） ※B種

28. 屋外掲示板

照明器具 ※あり ・ なし
施 錠 ※あり ・ なし

29. 車止め支柱

材料 ※ステンレス製（上下式鎖内蔵型）（ ）
形状 ※スプリング付き ・ スプリングなし

30. 新聞受・郵便受

・ （ ）
家具専門メーカーの製作品とすると。

31. 木製家具

合板類
ホルムアルデヒド放散量※F☆☆☆☆ ・ （ ）
ミディアムデンシティファイバーボード（MFD）及びパーティクルボード
ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・ （ ）

③ 施工中の安全管理

接着剤及び塗料の配付にあたっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間を取るものとする。また、施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。

⑦ 材料

屋内の壁及び天井の塗装仕上材は、建築基準法に基づき防火材料の指定又は認定を受けたものとする。
塗料は、トルエン等の含有量が少ない規格品とする。
（7.1.3）

⑧ 塗装業者

ホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆ ・ （ ）
・ （一社）日本塗装工業会の会員 ※監督員の承諾する塗装業者

⑨ 工事名

島田西地区学習等供用施設 改修工事

⑩ 図面名

改修工事特記仕様書(3)

⑪ 製図年月日

図面No A-03

福岡県行橋市中央一丁目1番1号

行橋市役所 都市整備部 建築政策課

TEL：0930-25-1111

担当

工事名

図面名

製図年月日

図面No

工 事 概 要			
工事名称	畠田西地区学習等供用施設 改修工事		
工事場所	行橋市大字稲童 2657番地	敷地面積	256.93 ㎡
用途地域		防火地域	
構造規模	R C 造 平屋建て 床面積：146.20 ㎡		
主体工事	屋根防水改修、外壁塗装改修、内部（天井、一部壁、一部床、木製建具改修等）		
	外部劣化部改修		
付帯工事	浄化槽マンホール蓋：鋼鋼板 撤去新設		
・ 防衛施設周辺防音工事標準仕方書に定める 1 級工事による。			

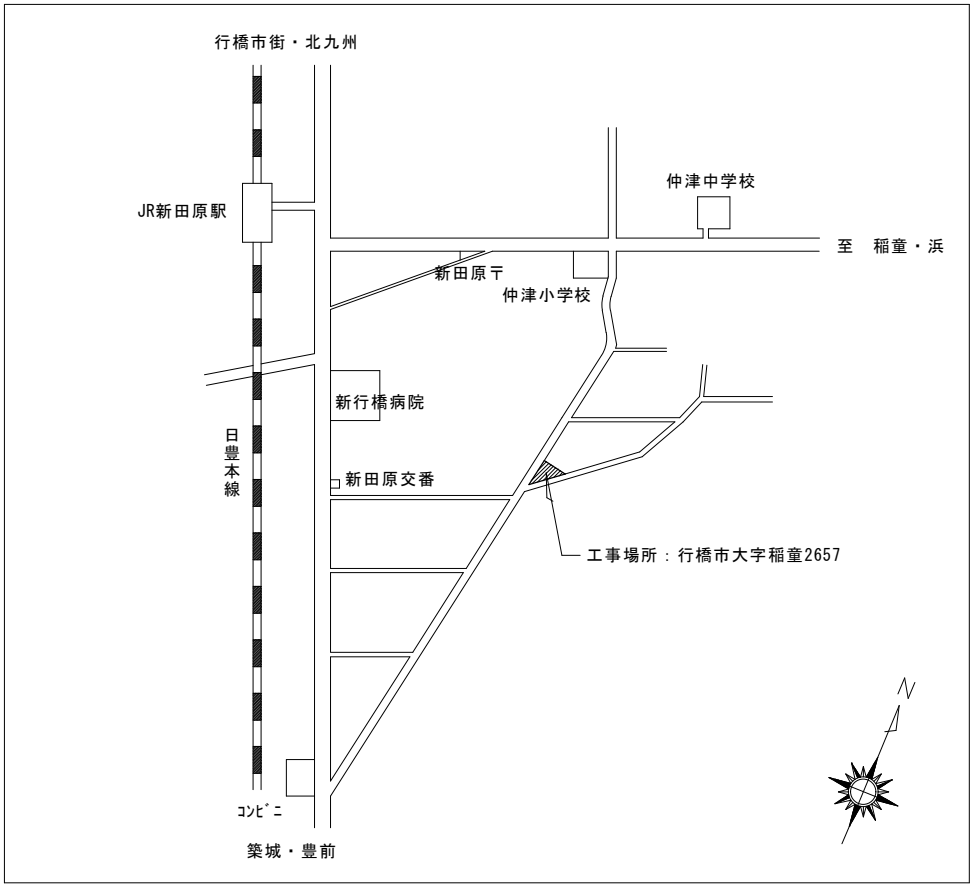
外 部 仕 上 表		
	改 修 前	改 修 後
陸 屋 根	平場： CON下地 均しモルタルの上 アスファルト露出防水 CON下地 モルタルの上 塗膜防水	平場： 高圧洗浄（10～15MPa）、下地調整補修、塩化ビニル樹脂系シート防水 t 2.0 S-M 2（機械的固定工法）（かぶせ工法）
バ ラ ッ ト（立上）	モルタル金コテ	立上： 高圧洗浄（10～15MPa）、下地調整補修、塩化ビニル樹脂系シート防水 t 2.0 S-F 2（接着工法）
バ ラ ッ ト（天端）	防水モルタル金コテの上 塗膜防水 防水モルタル金コテ	天端調査、劣化部改修、高圧洗浄（10～15MPa）、下地調整、塗膜防水 X-2（密着工法）
外 壁	モルタル刷毛引の上 アクリルリシン吹付	外壁調査、劣化部改修、高圧洗浄（30～50MPa）、下地調整材（C-1）、防水形外装薄塗材 E
	二丁掛タイル貼	外壁調査、劣化部改修、高圧洗浄（30～50MPa）
巾 木	モルタル刷毛引	外壁調査、劣化部改修、高圧洗浄（30～50MPa）
床（ポーチ）	150角磁器質タイル貼	既存のまま 清掃
軒 天（ポーチ）	アルミスバンドレル	既存の上、下地調整、D P 塗装（耐候性塗料）
庇	天端・鼻先：防水モルタル金コテ 上裏：コンクリート上のろ引き アクリルリシン吹付（塗膜RA種ケレン）	天端・鼻先：外壁調査、劣化部改修、高圧洗浄（10～15MPa）、下地調整、塗膜防水 X-2（密着工法） 上裏：外壁調査、劣化部改修、高圧洗浄（30～50MPa）、下地調整材（C-1）、外装薄塗材 E
鋼製建具	防音アルミサッシ （ATW-4 のみ撤去）	既存のまま （ATW-4 のみ取替え） 外部建具周囲のシーリングは全て撤去新設
樋	縦樋：硬質塩ビφ100、飾樹 撤去（掘み金物共）	縦樋：硬質塩ビφ100（SUS掘み金物共） 支持金物：錆び汚れ除去 D P 塗装（耐候性塗料）
ドレン	φ100 横引 （ドレンキャップ撤去）	改修新設 φ100 横引 横型ドレン継手、ドレン継手廻り：樹脂モルタル充填
屋外洗場	床：モルタル金コテ押え、 流し：CON下地 人研仕上 屋根：塩ビ小波板葺き 撤去（7㍓製支柱、受材：既存のまま）	床：既存のまま、 流し：清掃 屋根：新設 塩ビ小波板葺き（7㍓製支柱、受材：既存のまま）

※ 外部下地調整材（カチオン系フィラー C-1）

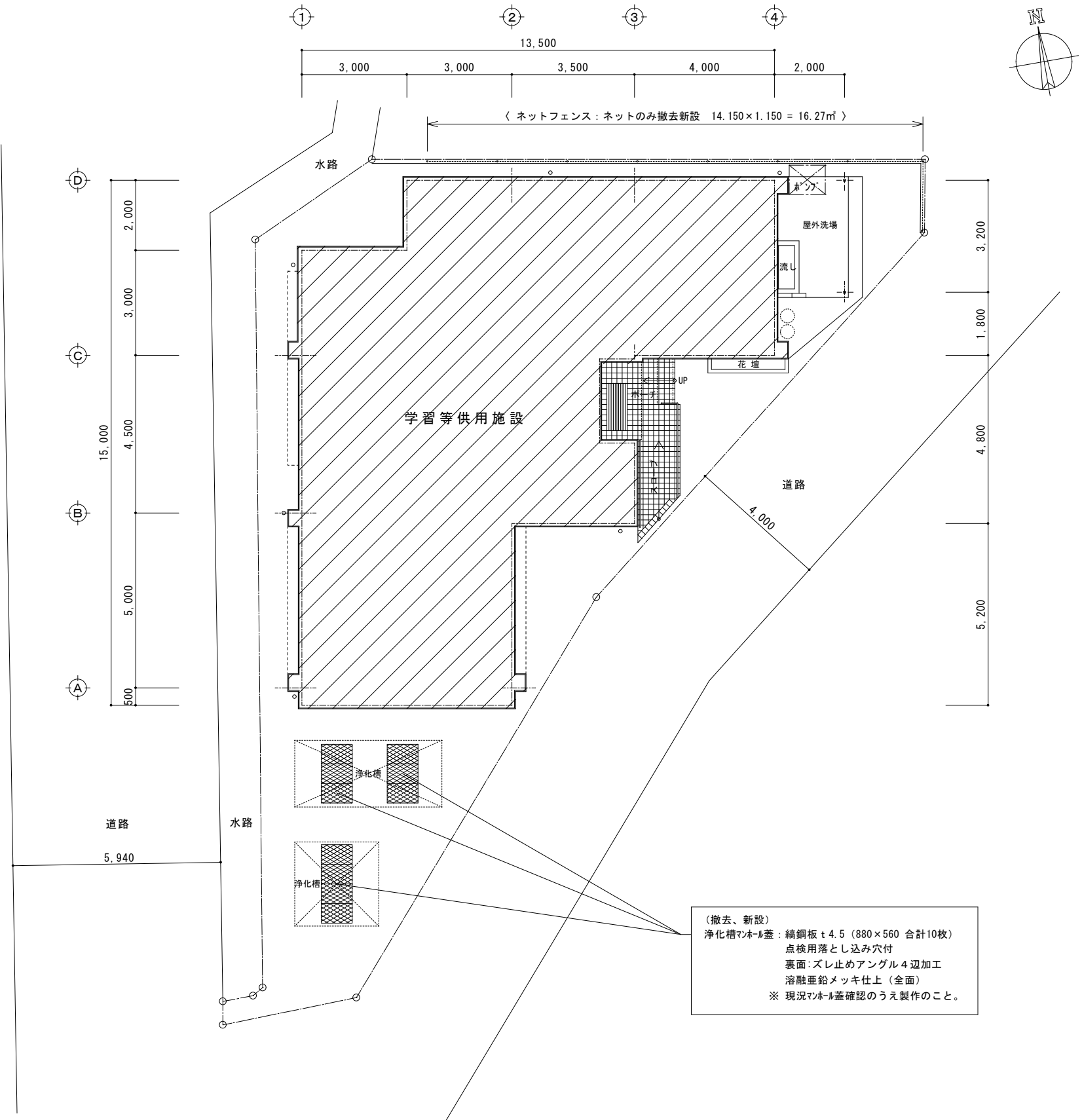
内 部 仕 上 表															
室 名	床		巾 木			腰 壁		壁		天 井		廻り縁		C H	備 考
	改 修 前	改 修 後	改 修 前	改 修 後	H	改 修 前	改 修 後	改 修 前	改 修 後	改 修 前	改 修 後	改 修 前	改 修 後		
玄 関	150角磁器質タイル貼 （下地モルタル共 撤去）	（スロープ化） 150角磁器質ノンスリップタイル貼 下地：モルタル	150角磁器質タイル貼	既存のまま	100	ビニールクロス貼 下地：ラワン合板 t 5.5	既存のまま	ビニールクロス貼 下地：ラワン合板 t 5.5	既存のまま	ロックウール化粧吸音板 t 9 撤去 下地：平石膏ボード t 9 撤去 LGS下地 撤去	ロックウール化粧吸音板 t 9 下地：平石膏ボード t 9.5 LGS下地	塩ビ 撤去	塩ビ	2.675 ～ 2.600	手摺：新設
ホール	長尺塩ビシート貼 下地：モルタル	既存のまま	塩ビ製	既存のまま	100	ビニールクロス貼 下地：ラワン合板 t 5.5	既存のまま	ビニールクロス貼 下地：ラワン合板 t 5.5	既存のまま	ロックウール化粧吸音板 t 9 撤去 下地：平石膏ボード t 9 撤去 LGS下地 撤去	ロックウール化粧吸音板 t 9 下地：平石膏ボード t 9.5 LGS下地	塩ビ 撤去	塩ビ	2.600	
集会室・学習室	フローリングブロック t 15 下地：モルタル	既存のまま	木製 OS	OS塗替	100	ラワン合板 t 5.5 目スカシ AEP 下地：木胴縁	既設合板下地 EP-G	上部：穿孔合板 t 5.5 目スカシ AEP ラワン合板 t 5.5 目スカシ AEP	上下部：既設合板下地 EP-G	ロックウール化粧吸音板 t 9 撤去 下地：平石膏ボード t 9 撤去 LGS下地 撤去	ロックウール化粧吸音板 t 9 下地：平石膏ボード t 9.5 LGS下地	塩ビ 撤去	塩ビ	2.900	天井点検口：撤去新設
休憩室	タタミ敷 t 55（タタミ表 撤去） 下地：成型発泡スチロール t 50	タタミ表替	タタミ寄せ	既存のまま	—	ジュラク塗り 下地：ラスボード t 7	既存のまま	ジュラク塗り 下地：ラスボード t 7 出窓：穿孔合板 t 5.5 目スカシ AEP 出窓：既存のまま	既存のまま	化粧合板 目スカシ張り 撤去 木製野縁下地 撤去 出窓：穿孔合板 t 5.5 目スカシ AEP 出窓：木製野縁下地	ビニールクロス貼り（和調）（防かび） 下地：平石膏ボード t 9.5 LGS下地 既存のまま	木製	既存のまま	2.500	天井点検口：撤去新設
保育室	タタミ敷 t 55（タタミ表 撤去） 下地：成型発泡スチロール t 50 （一部：タタミ、下地材 撤去）	タタミ表替 一部：新設 フローリング t 12 下地：構造用合板 t 24（木組）	タタミ寄せ	既存のまま	—	ジュラク塗り 下地：ラスボード t 7	既存のまま（和調） 一部：新設 ビニールクロス貼（防かび） 既設壁の上 下地調整シーラー処理	ジュラク塗り 下地：ラスボード t 7 出窓：穿孔合板 t 5.5 目スカシ AEP 出窓：既存のまま	既存のまま（防かび） 一部：新設 ビニールクロス貼（和調） 既設壁の上 下地調整シーラー処理	化粧合板 目スカシ張り 撤去 木製野縁下地 撤去 出窓：穿孔合板 t 5.5 目スカシ AEP 出窓：木製野縁下地	ビニールクロス貼り（和調）（防かび） 下地：平石膏ボード t 9.5 LGS下地 既存のまま	木製	既存のまま	2.500	天井点検口：撤去新設 吊棚2段 撤去 木製棚：新設
押 入	ラワン合板 t 5.5 下地：木組	既存のまま	木製	既存のまま	—	ラワン合板 t 5.5 下地：木胴縁	既存のまま	ラワン合板 t 5.5 下地：木胴縁	既存のまま	ラワン合板 t 5.5 木製野縁下地	既存のまま	木製	既存のまま	2.500	天井点検口：既存のまま
調理実習室	長尺塩ビシート貼（撤去） 下地：モルタル	長尺塩ビシート t 2.5 貼替 （抗菌・防滑）	木製 OS	既存のまま	100	ラワン合板 t 5.5 目スカシ AEP 一部：100角陶器質タイル貼	既存のまま	上部：穿孔合板 t 5.5 目スカシ AEP ラワン合板 t 5.5 目スカシ AEP アクリルリシン吹付（塗膜全面撤去） 下地一部：モルタル刷毛引 撤去	既存のまま NAD塗装、下地調整材（C-2）ｺﾂ塗 下地一部新設：モルタル塗	ロックウール化粧吸音板 t 9 撤去 下地：平石膏ボード t 9 撤去 LGS下地 撤去	ロックウール化粧吸音板 t 9 下地：平石膏ボード t 9.5 LGS下地	塩ビ 撤去	塩ビ	2.600	天井点検口：撤去新設
便 所	100角磁器質タイル貼 下地：モルタル （下地割棄石から撤去）	長尺塩ビシート t 2.5（抗菌・防滑） 小便器部：汚垂タイル t 5（光触媒） 下地：モルタル金コテ 砕石地床、土間コンクリート打	—	ソフト巾木	100	100角陶器質タイル貼 下地：モルタル（タイルのみ撤去） ラインｸﾞ：下地CBから撤去	NAD塗装 タイル撤去部：下地調整材（C-2）ｺﾂ塗 ラインｸﾞ：化粧タイル合板 t 6 下地LGS	アクリルリシン吹付（塗膜全面撤去） 下地：モルタル刷毛引	NAD塗装 下地調整材（C-2）ｺﾂ塗	石膏ボード t 9 目スカシ張り AEP （LGS下地共 撤去）	化粧石膏ボード t 9.5 LGS下地	塩ビ 撤去	塩ビ	前、2.400 ----- 後、2.365	天井点検口：撤去新設
収納庫	長尺塩ビシート貼 下地：モルタル	既存のまま	木製 OS	既存のまま	100	ラワン合板 t 5.5 目スカシ AEP 下地：木胴縁	既存のまま	ラワン合板 t 5.5 目スカシ AEP 下地：木胴縁	既存のまま	石膏ボード t 9 目スカシ張り AEP （LGS下地共 撤去）	化粧石膏ボード t 9.5 LGS下地	塩ビ 撤去	塩ビ	2.550	天井点検口：新設

※ 既設内部壁NAD塗装面 下地調整材は（カチオン系ポリマーセメント系下地調整塗材（C-2）ｺﾂ塗）

特 記	作 図	作 図	作 図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL：0930-25-1111 *****	工事名称・図面名称	縮 尺	図面番号
					畠田西地区学習等供用施設 改修工事	—	A05
					工事概要・改修前後 外部、内部仕上表		

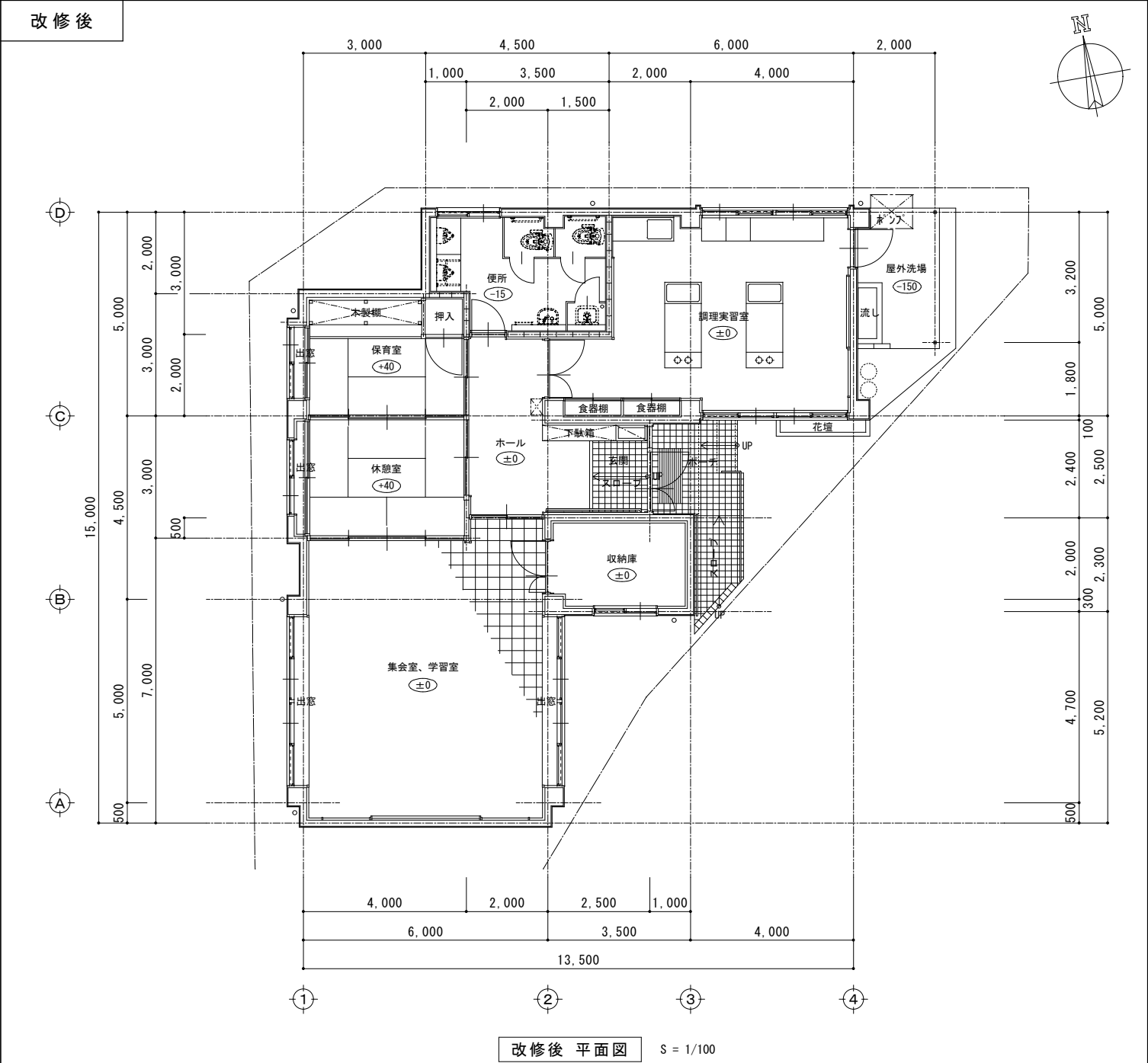
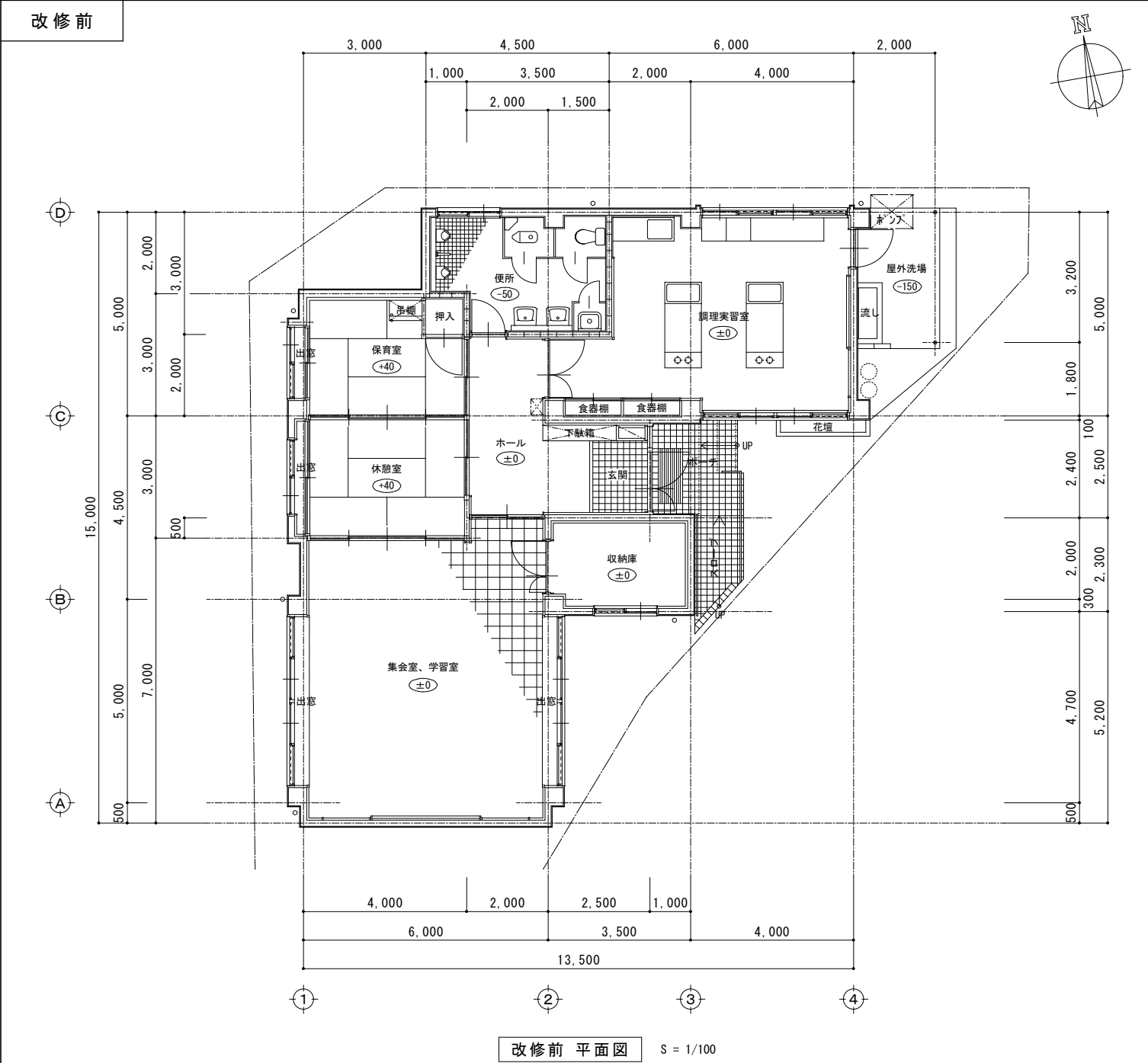


附近見取図

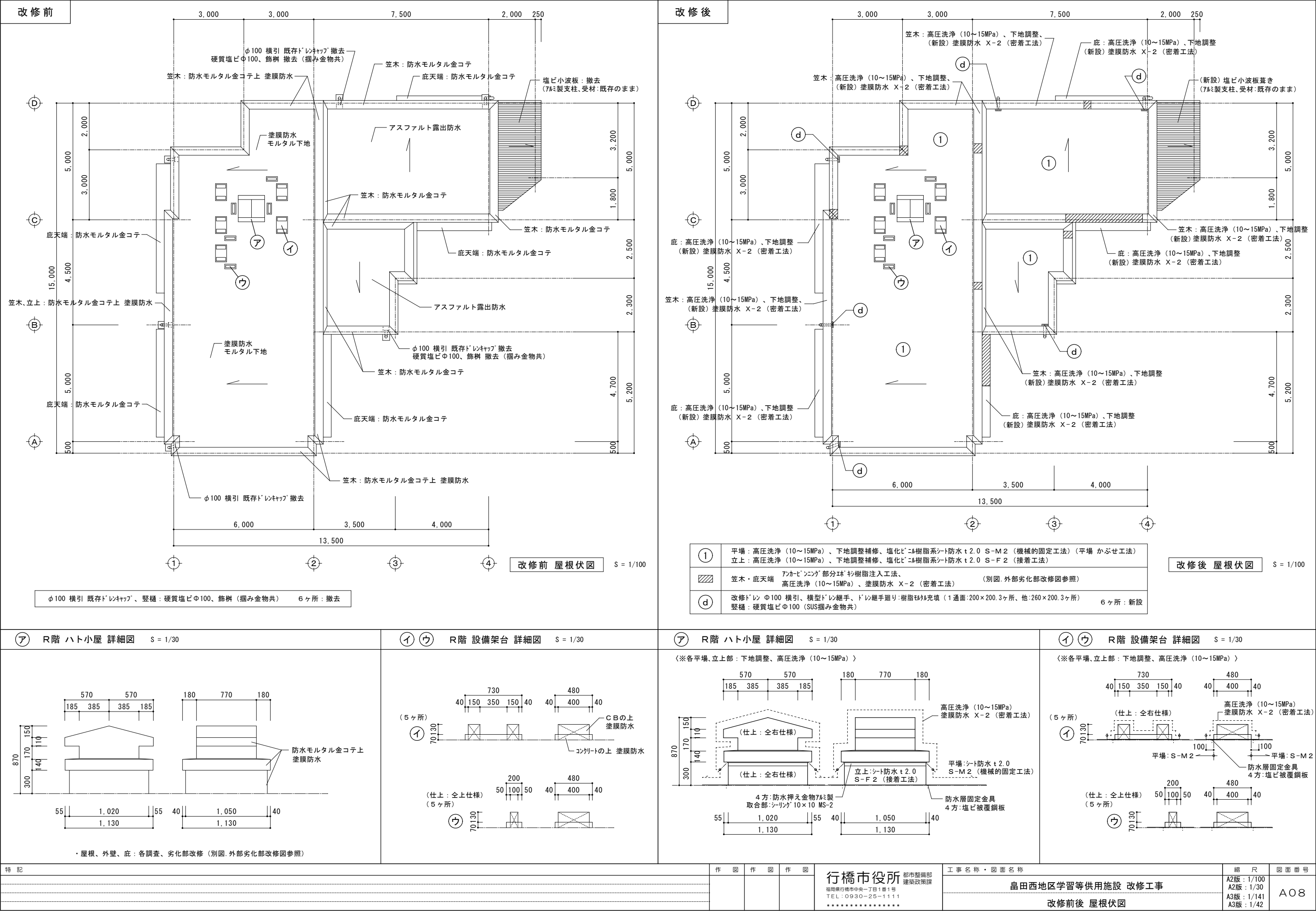


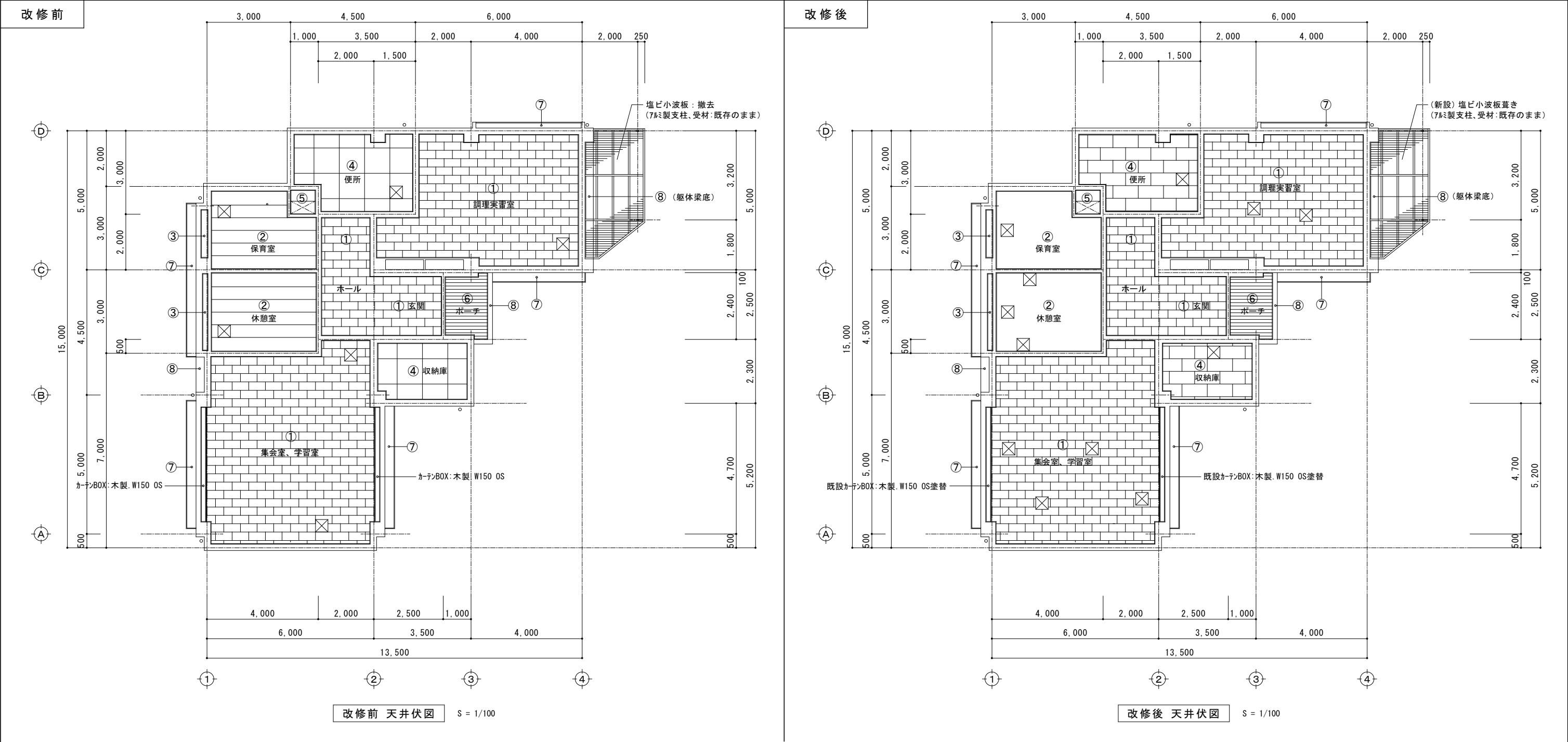
配置図 S = 1/100

特 記	作 図	作 図	作 図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL: 0930-25-1111 *****	工事名称・図面名称	縮 尺	図面番号
					畠田西地区学習等供用施設 改修工事	A2版: 1/100	A06
					附近見取図・配置図	A3版: 1/141	



床 仕 上		
室 名	改 修 前	改 修 後
玄 関	150角磁器質タイル貼 (下地モルタル共 撤去)	(スロープ化) 150角磁器質ノンスリップタイル貼
ホ ー ル	長尺塩ビシート貼	既存のまま
集会室・学習室	フローリングブロック t15	既存のまま
休憩室	タタミ敷 t55	タタミ表替
保育室	タタミ敷 t55 (一部:タタミ、下地材 撤去)	タタミ表替 一部:新設 フローリング t12 (木組下地)
押 入	ラワン合板 t5.5	既存のまま
調理実習室	長尺塩ビシート貼 (撤去)	長尺塩ビシート t2.5 貼替 (抗菌・防滑)
便 所	100角磁器質タイル貼 (下地割栗石から撤去)	長尺塩ビシート t2.5 (抗菌・防滑) 汚垂タイル t5 (光触媒) 下地:砕石地業、土間コンクリート打、モルタル金コテ
収納庫	長尺塩ビシート貼	既存のまま





改修前				改修後			
符号	天井仕上	廻り縁	野縁	符号	天井仕上	廻り縁	野縁
①	平石膏ボード t9 下地 ロックウール化粧吸音板 t9 撤去	塩ビ 撤去	LGS 撤去	①	下地:平石膏ボード t9.5 ロックウール化粧吸音板 t9	塩ビ 新設	LGS 新設
②	化粧合板 目スかし張り 撤去	木製	木製 撤去	②	下地:平石膏ボード t9.5 ビニールクロス貼り (和調)(防水)	既存のまま	LGS 新設
③	穿孔合板 t5.5 目スかし張り AEP	木製	木製	③	既存のまま	既存のまま	既存のまま
④	石膏ボード t9 目スかし張り AEP 撤去	塩ビ 撤去	LGS 撤去	④	化粧石膏ボード t9.5	塩ビ 新設	LGS 新設
⑤	ラワン合板 t5.5	木製	木製	⑤	既存のまま	既存のまま	既存のまま
⑥	アルミスバンドレル	アルミ	LGS	⑥	既存の上、下地調整、DP塗装 (耐候性塗料)	既存上 DP塗装	既存のまま
⑦	CON下地のろ引きの上 アクリルリシン吹付 塗膜撤去 (RA種ケレン)			⑦	高圧洗浄 (30~50MPa)、下地調整材 (C-1)、外装薄塗材 E		
⑧	モルタル刷毛引の上 アクリルリシン吹付			⑧	高圧洗浄 (30~50MPa)、下地調整材 (C-1)、防水形外装薄塗材 E		
☒	アルミ枠天井点検口 450角 6ヶ所 撤去			☒	アルミ枠天井点検口 450角 12ヶ所		

天井開口補強 (換気扇、空調機器、照明器具等)			
寸法	ヶ所	寸法	ヶ所
220×220	1	370×370	1
300×300	4	450×450	4
320×320	3	900×900	5
320×520	1		
350×350	9		

・天井点検口位置及び開口補強位置、寸法は、設備工事と調整後施工のこと。

改修前

改修前 南立面図 S = 1/100

改修前 東立面図 S = 1/100

凡 例

-----	建具廻り：シーリング 撤去
-------	---------------

堅樋：硬質塩ビΦ100、飾樹、全て撤去（掘み金物共）
支持金物：既存補修

改修後

改修後 南立面図 S = 1/100

改修後 東立面図 S = 1/100

凡 例

-----	（新設）建具廻り：シーリング 15×10（MS-2）
-------	----------------------------

（新設）堅樋：硬質塩ビΦ100（SUS掘み金物共）
既設支持金物：錆び汚れ除去 DP塗装（耐候性塗料）

特 記

作 図

作 図

作 図

行橋市役所

都市整備部
建築政策課

福岡県行橋市中央一丁目1番1号
TEL：0930-25-1111

工事名称・図面名称

畠田西地区学習等供用施設 改修工事

改修前後 南、東立面図

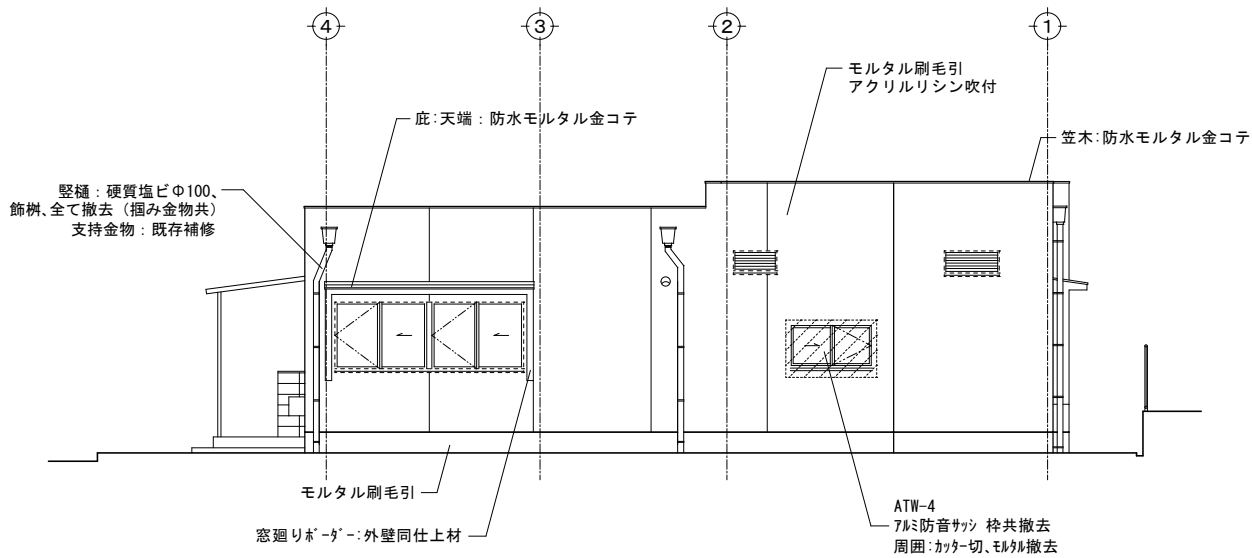
縮 尺

A2版：1/100
A3版：1/141

図面番号

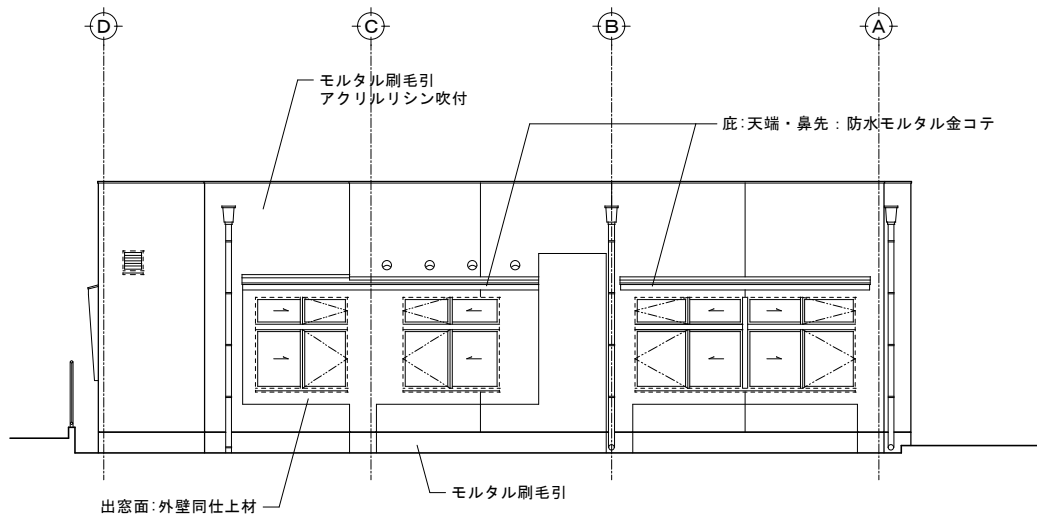
A10

改修前



改修前 北立面図

S = 1/100



改修前 西立面図

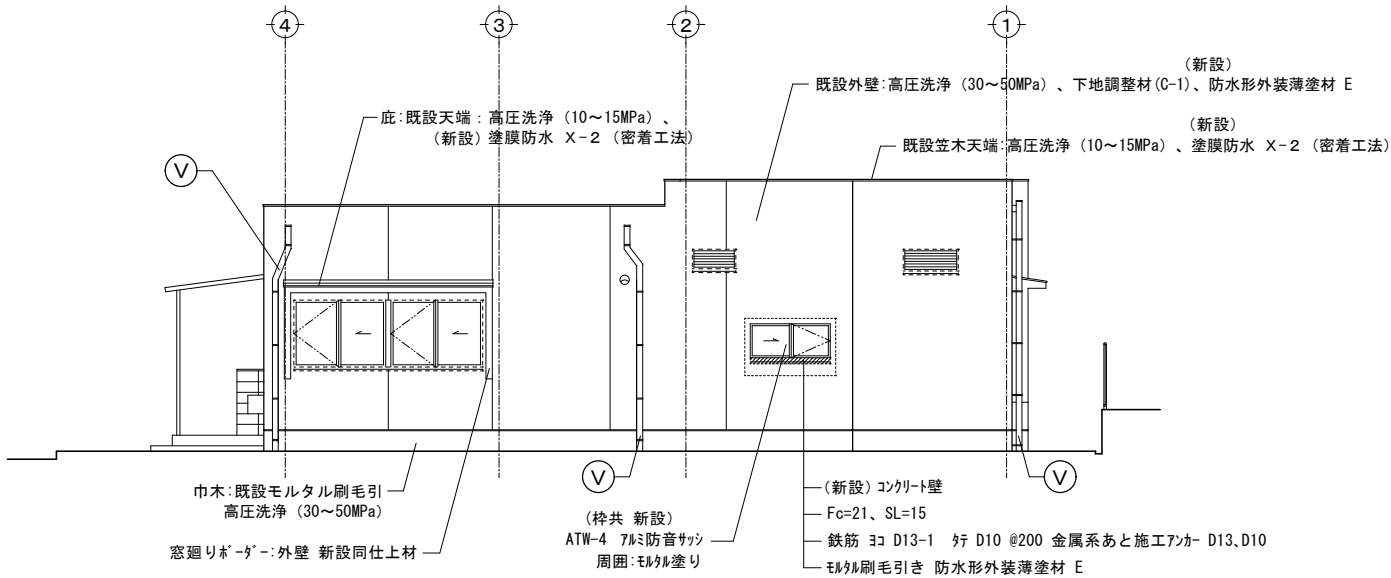
S = 1/100

凡 例	
-----	建具廻り: シーリング 撤去

縦樋: 硬質塩ビφ100、飾樹 全て撤去 (掴み金物共)
支持金物: 既存補修

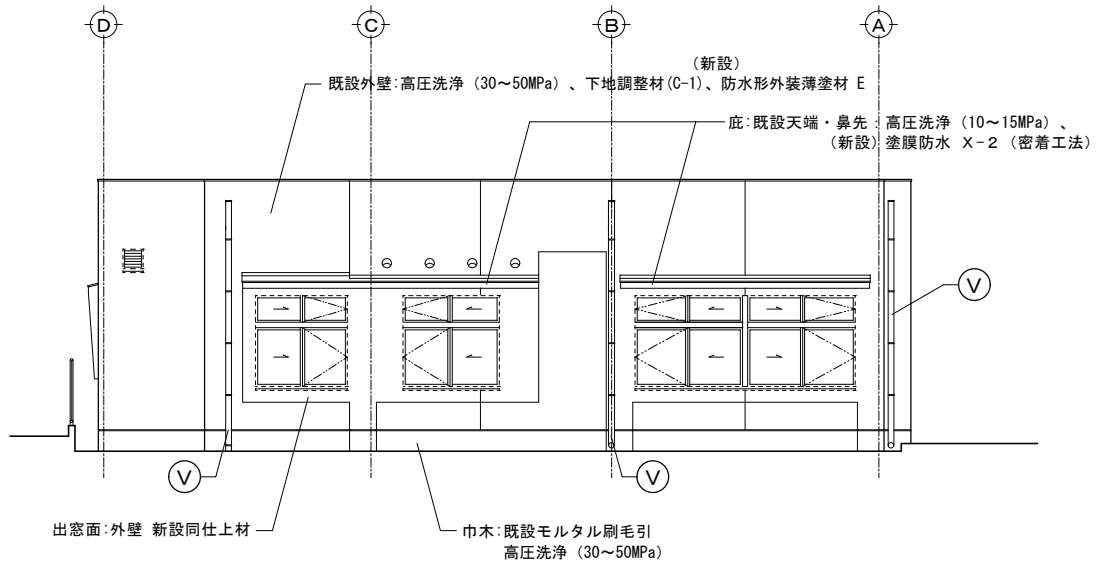
改修後

- ・屋根、外壁、底: 各調査、劣化部改修 (別図、外部劣化部改修図参照)
- ・下地調整材 (カチオン系フィラー C-1)



改修後 北立面図

S = 1/100



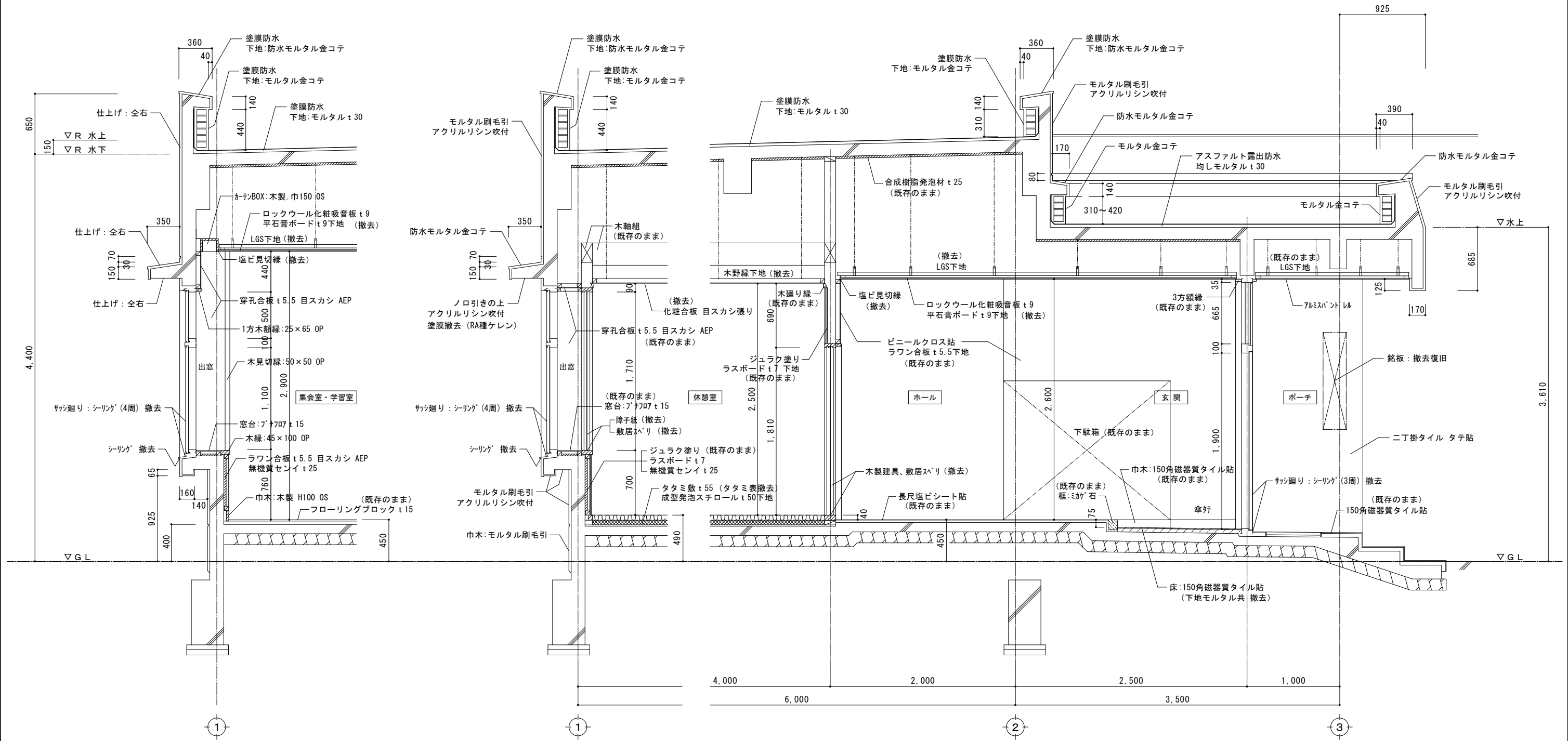
改修後 西立面図

S = 1/100

凡 例	
-----	(新設) 建具廻り: シーリング 15×10 (MS-2)

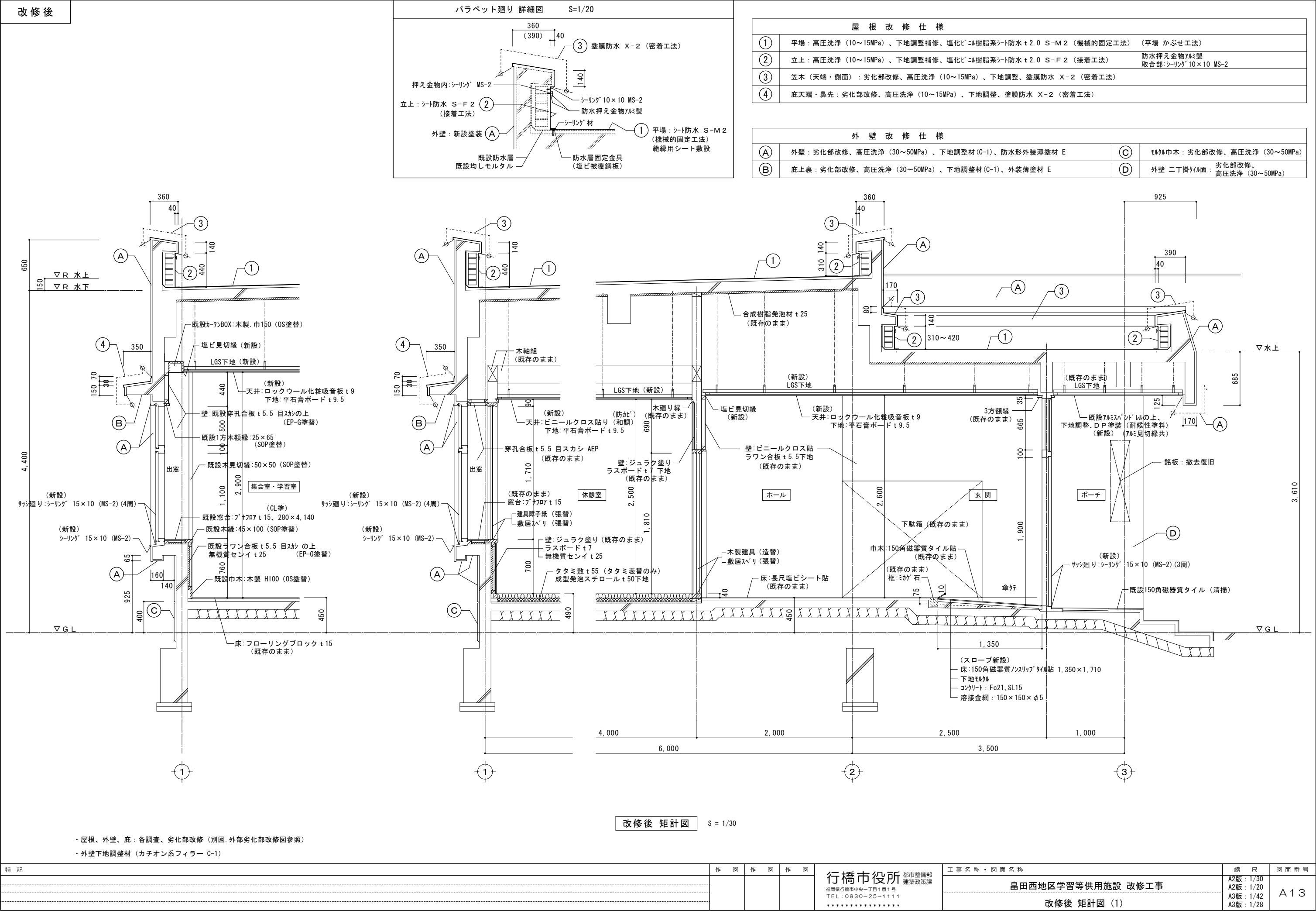
Ⓥ (新設) 縦樋: 硬質塩ビφ100 (SUS掴み金物共)
既設支持金物: 錆び汚れ除去 DP塗装 (耐候性塗料)

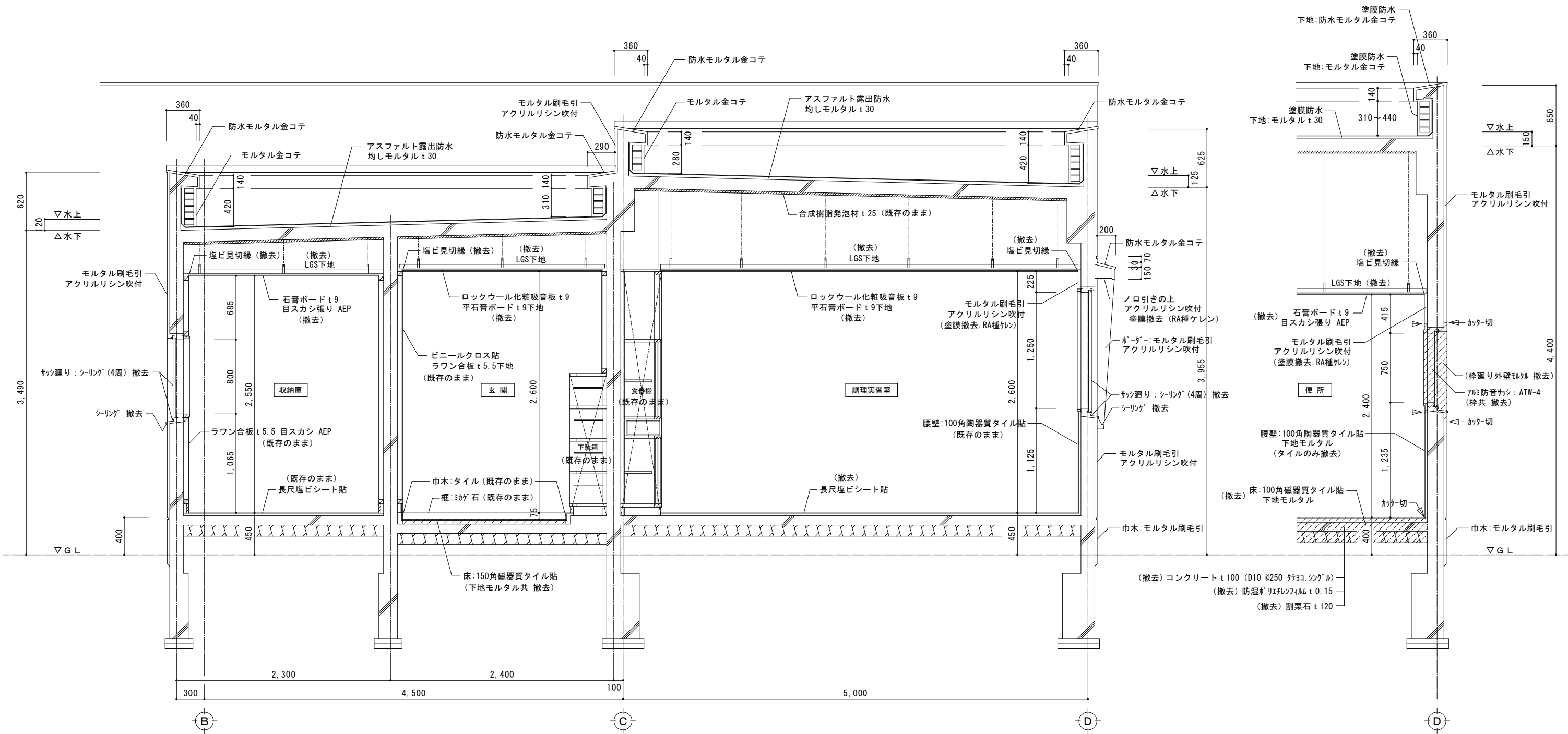
特 記	作 図	作 図	作 図	工事名称・図面名称	縮 尺	図面番号
				行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL:0930-25-1111 *****		
				畠田西地区学習等供用施設 改修工事	A2版: 1/100	A 1 1
				改修前後 北、西立面図	A3版: 1/141	



改修前 矩計図 S = 1/30

特記	作図	作図	作図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL: 0930-25-1111 *****	工事名称・図面名称 畠田西地区学習等供用施設 改修工事 改修前 矩計図 (1)	縮尺 A2版: 1/30 A3版: 1/42	図面番号 A12
----	----	----	----	--	---	------------------------------	-------------



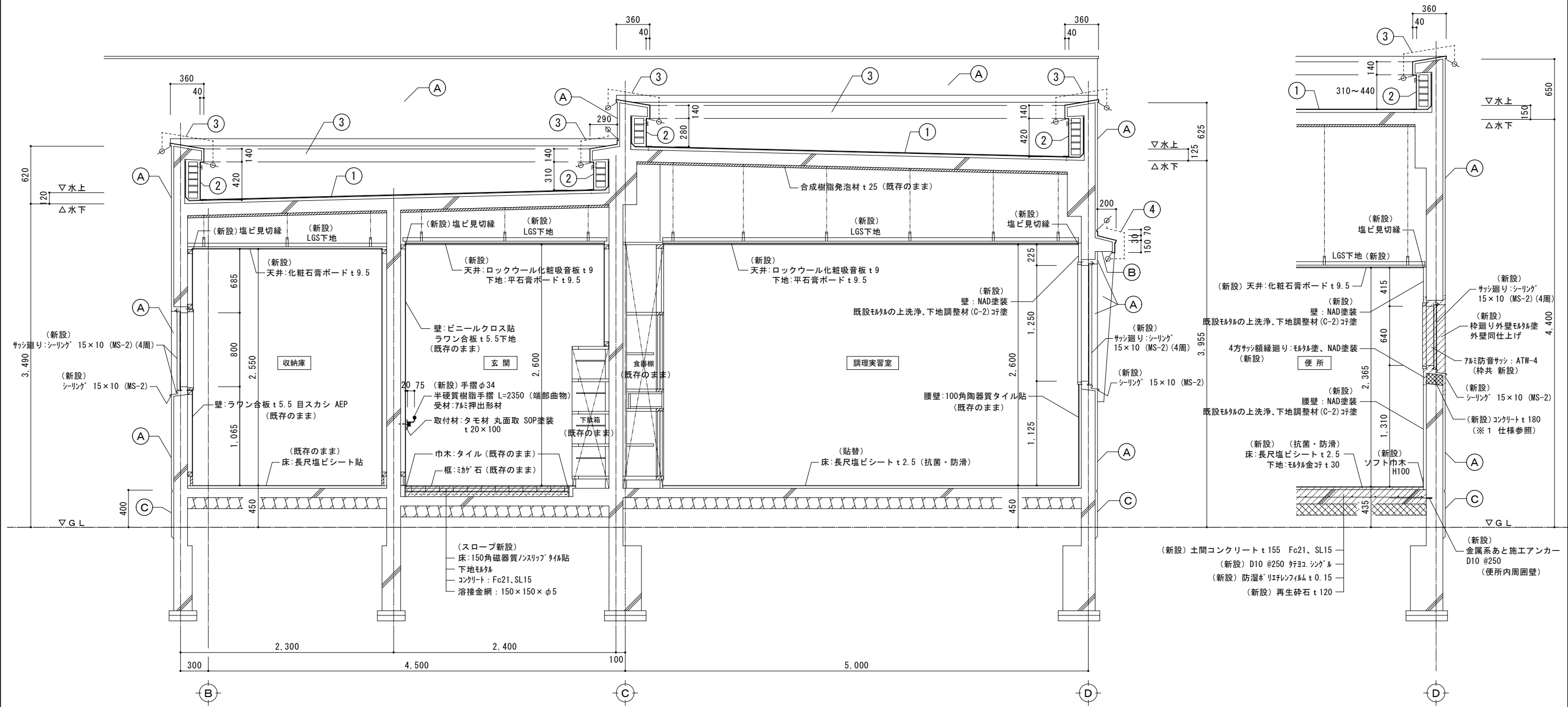


改修前 矩計図 S = 1/30

特記	作図	作図	作図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL: 0930-25-1111 *****	工事名称・図面名称 畠田西地区学習等供用施設 改修工事 改修前 矩計図 (2)	総尺 A2版: 1/30 A3版: 1/42	図面番号 A14
----	----	----	----	--	---	------------------------------	-------------

屋 根 改 修 仕 様		
①	平場：高压洗浄（10～15MPa）、下地調整補修、塩化ビニル樹脂系シート防水 t 2.0 S-M2（機械的固定工法）（平場 かぶせ工法）	
②	立上：高压洗浄（10～15MPa）、下地調整補修、塩化ビニル樹脂系シート防水 t 2.0 S-F 2（接着工法）	防水押え金物7φ製 取合部:シーリング 10×10 MS-2
③	笠木（天端・側面）：劣化部改修、高压洗浄（10～15MPa）、下地調整、塗膜防水 X-2（密着工法）	
④	底天端・鼻先：劣化部改修、高压洗浄（10～15MPa）、下地調整、塗膜防水 X-2（密着工法）	

外 壁 改 修 仕 様		
Ⓐ	外壁：劣化部改修、高压洗浄（30～50MPa）、下地調整材（C-1）、防水形外装薄塗材 E	Ⓒ モルタル巾木：劣化部改修、高压洗浄（30～50MPa）
Ⓑ	底上裏：劣化部改修、高压洗浄（30～50MPa）、下地調整材（C-1）、外装薄塗材 E	

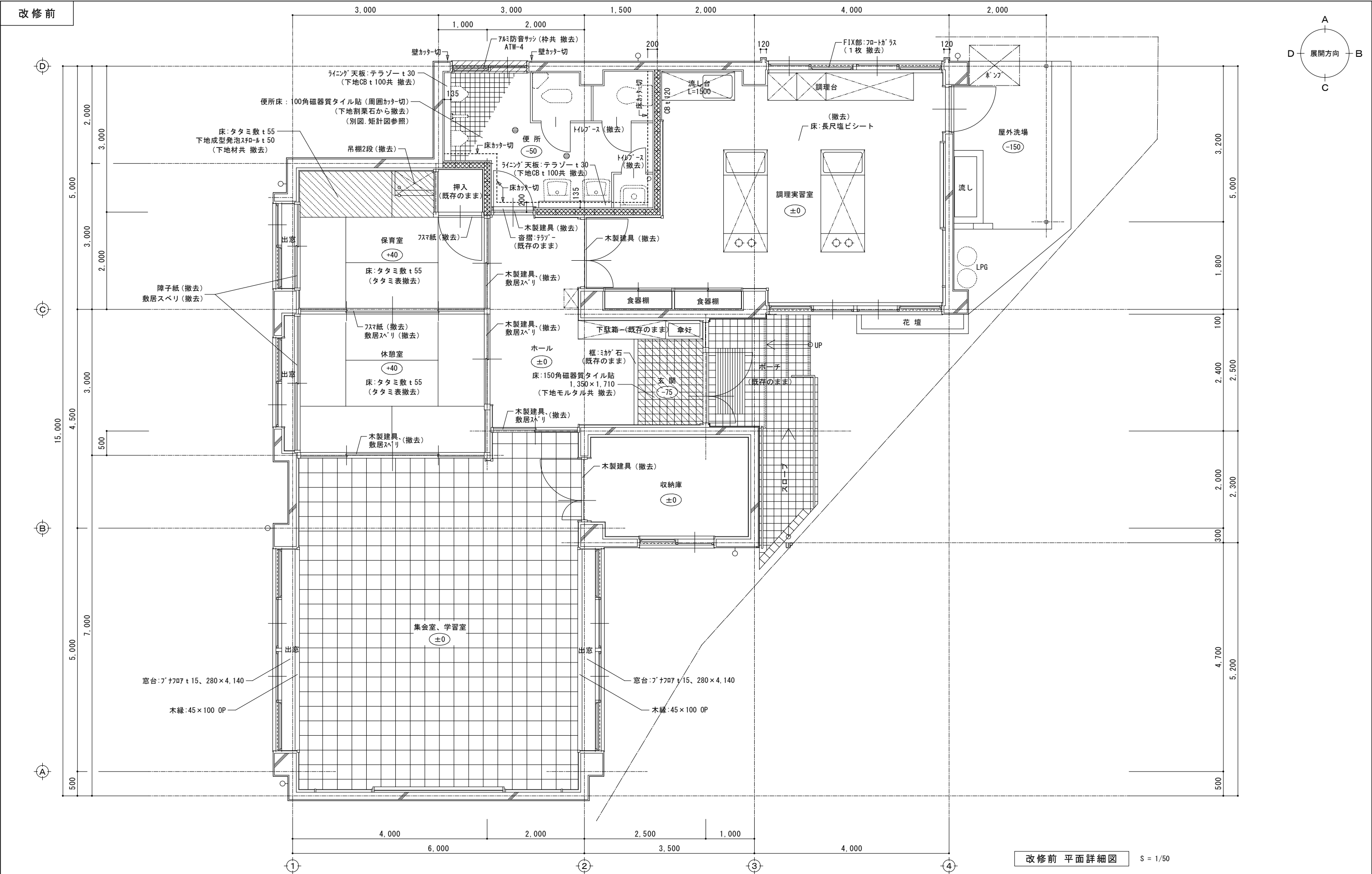


- ・屋根、外壁、庇：各調査、劣化部改修（別図、外部劣化部改修図参照）
- ・外壁下地調整材（カチオン系フィラー C-1）
- ・既設内部壁NAD塗装面 下地調整材は（カチオン系ポリマーセメント系下地調整塗材（C-2）コテ塗）

改修後 矩計図 S = 1/30

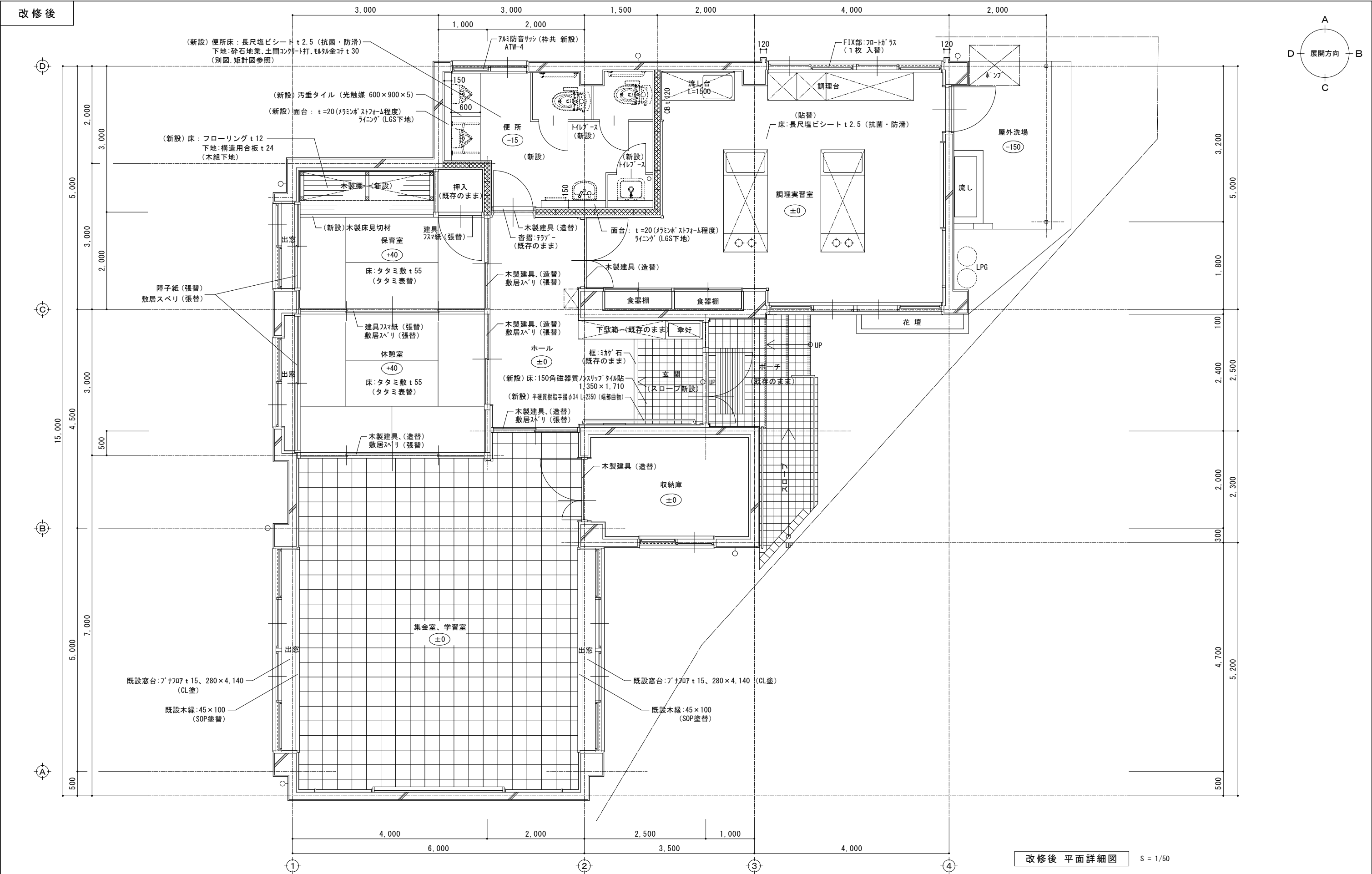
(※ 1 仕様：便所 ATW-4 下部)
新設 コンクリート t 180 Fe21、SL15
鉄筋 3φ D13-1 4φ D10 @200 金属系あと施工アンカー D13、D10

特 記	作 図	作 図	作 図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL:0930-25-1111 *****	工事名称・図面名称 畠田西地区学習等供用施設 改修工事 改修後 矩計図 (2)	縮 尺 A2版：1/30 A3版：1/42	図面番号 A15
-----	-----	-----	-----	---	---	-----------------------------	-------------



・既設和式大便器撤去は建築工事、その他衛生機器の撤去は設備工事とする。

特 記	作	図	作	図	作	図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL:0930-25-1111 *****	工事名称・図面名称 畠田西地区学習等供用施設 改修工事 改修前 平面詳細図	縮 尺 A2版 : 1/50 A3版 : 1/71	図面番号 A 1 6

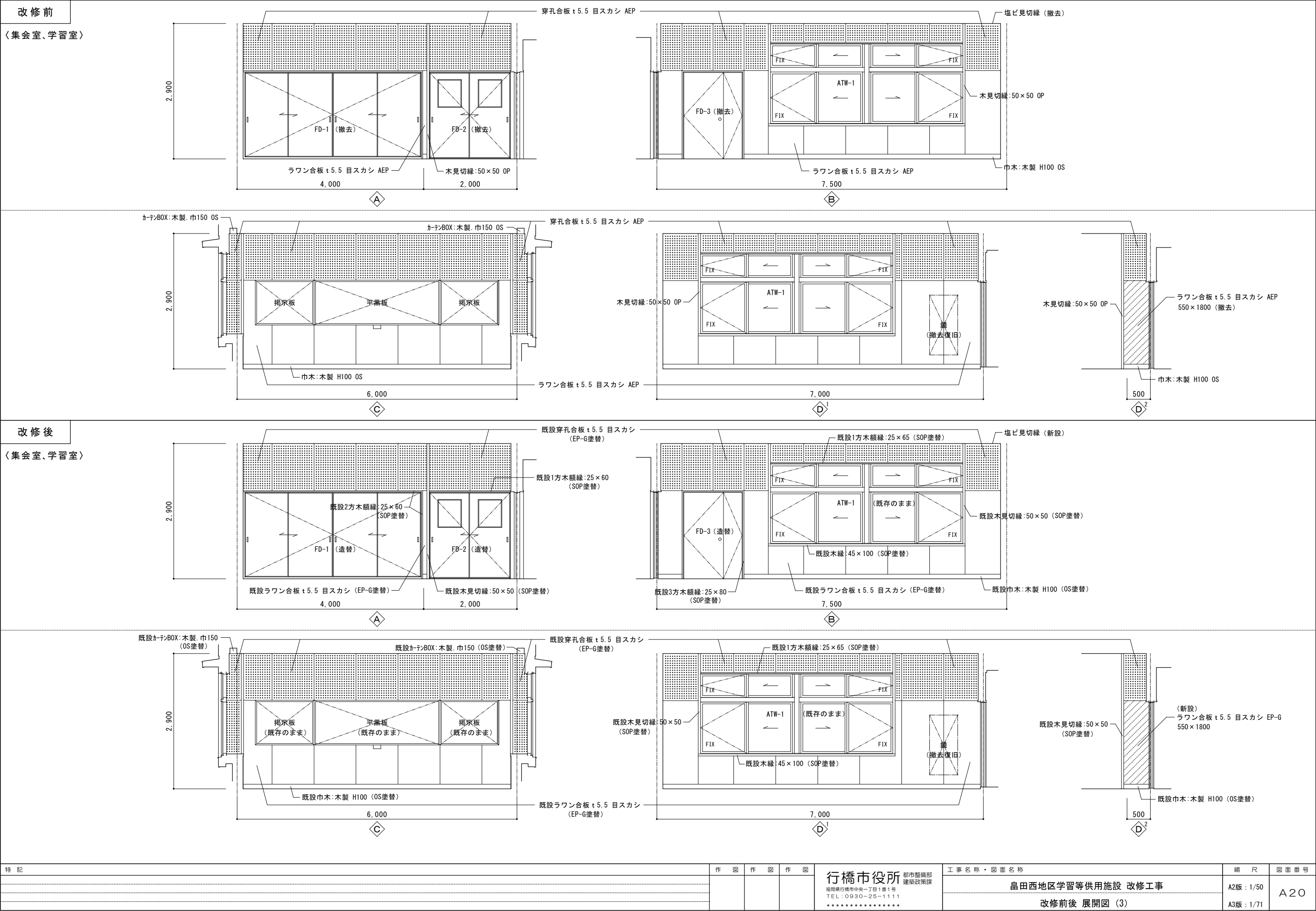


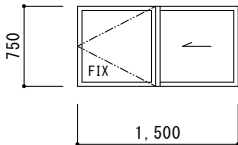
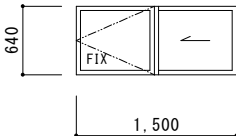
・便所：衛生機器、補助手摺、タオル掛け、鏡の設置は設備工事。

特 記	作 図	作 図	作 図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL: 0930-25-1111 *****	工事名称・図面名称	縮 尺	図面番号
					畠田西地区学習等供用施設 改修工事	A2版: 1/50	A 17
					改修後 平面詳細図	A3版: 1/71	

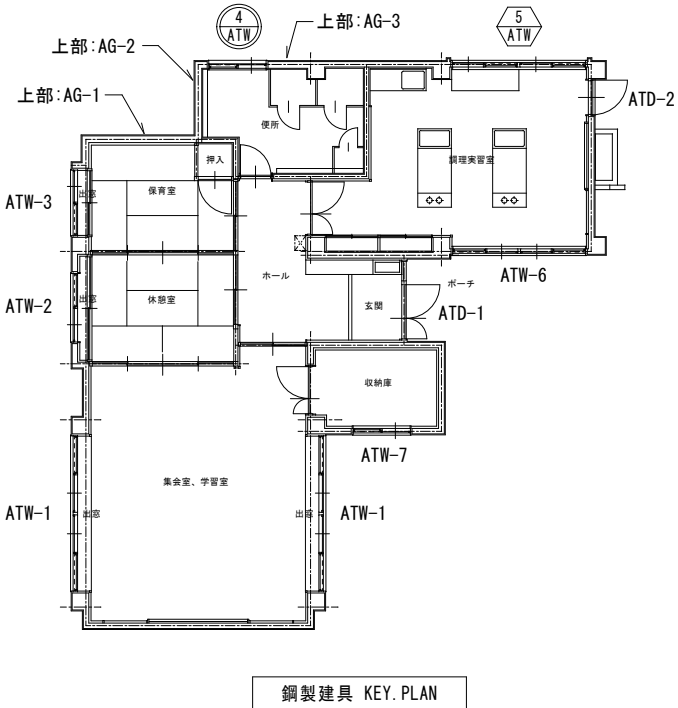
改修前 〈便所〉			改修後 〈便所〉		
改修前 〈保育室〉			改修後 〈保育室〉		
改修前 〈玄関〉			改修後 〈玄関〉		





改修前				改修後				
記号	型式	アルミ NAT 片引窓 【 枠共 撤去 】		4 ATW	アルミ NAT 片引窓 【 新設 】			
室名	数量	便所			1ヶ所	便所		1ヶ所
姿 図								
枠見込		120		120				
硝 子		FiX・片開き フロート t 5 片引部 フロート t 8		FiX・片開き フロート t 5 片引部 フロート t 8				
金 物		附属金物一式		附属金物一式				
備 考		アルミ水切 (110) アルミ額縁 (40×25)		アルミ水切 (110) アルミ額縁 (40×25)				
		外部周囲シーリング 15×10 MS-2		外部周囲シーリング 15×10 MS-2				

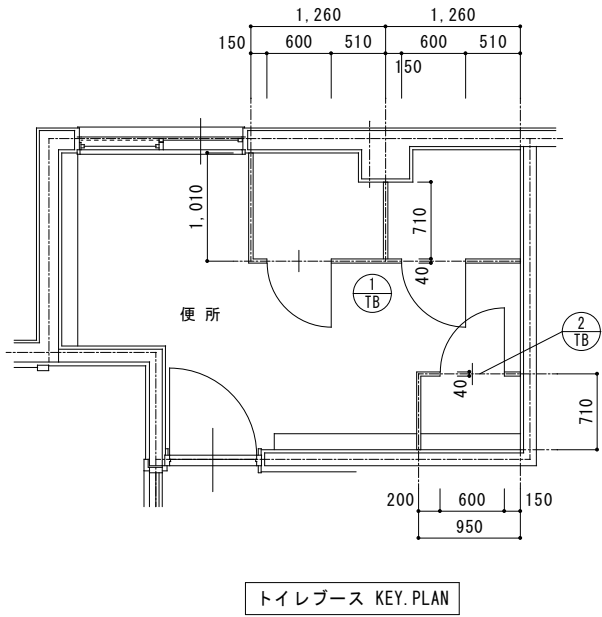
改修後			
記号	型式	アルミ NAT 片引窓 【 FiX ガラス入替 】	
室名	数量	調理実習室	1ヶ所
姿 図			
硝 子	FiX部 フロート t 5 (1枚入替)		
備 考	ガラス止め:ガスケット		



※ 外部サッシ廻りシーリング 撤去新設 15×10 (MS-2)

	W × H	数量
ATD-1	2.070 × 2.665 (3周)	1
ATD-2	900 × 1.865 (4周)	1
ATW-1	4.120 × 1.700 (4周)	2
ATW-2	1.800 × 1.700 (4周)	1
ATW-3	1.720 × 1.700 (4周)	1
ATW-5	3.545 × 1.250 (4周)	1
ATW-6	3.520 × 1.500 (4周)	1
ATW-7	1.500 × 800 (4周)	1
AG-1	1.030 × 410 (4周)	1
AG-2	380 × 370 (4周)	1
AG-3	820 × 370 (4周)	1

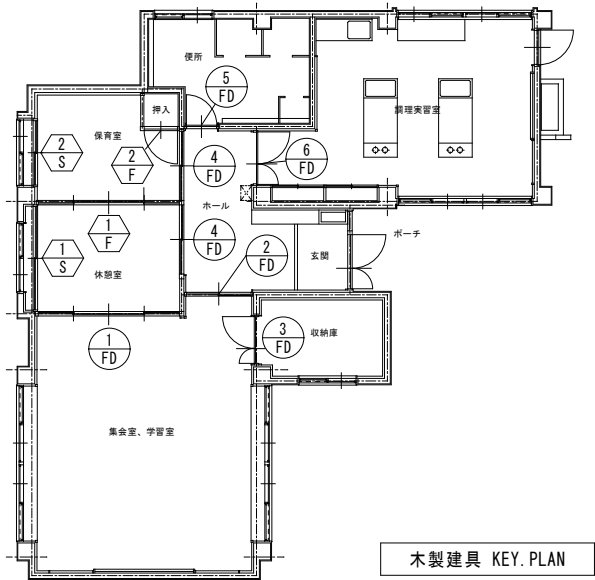
記号	名称	1 TB	トイレブース 【 撤去 新設 】	2 TB	トイレブース 【 撤去 新設 】
室名	数量		便所		便所 (掃除具入)
姿 図					
仕上 見込	表面高圧メラミン化粧合板 t 1.0			表面高圧メラミン化粧合板 t 1.0	
	裏打材パーティクルボード t 9.0 芯材ペーパーコア			裏打材パーティクルボード t 9.0 芯材ペーパーコア	
金 物	附属金物一式、 グレビティヒンジ、アルミエッジ、SUS頭ツギ、SUS巾木、帽子掛戸当り			附属金物一式、 グレビティヒンジ、アルミエッジ、SUS頭ツギ、SUS巾木、戸当り	
備 考	表示付錠 (非常開閉装置付)				



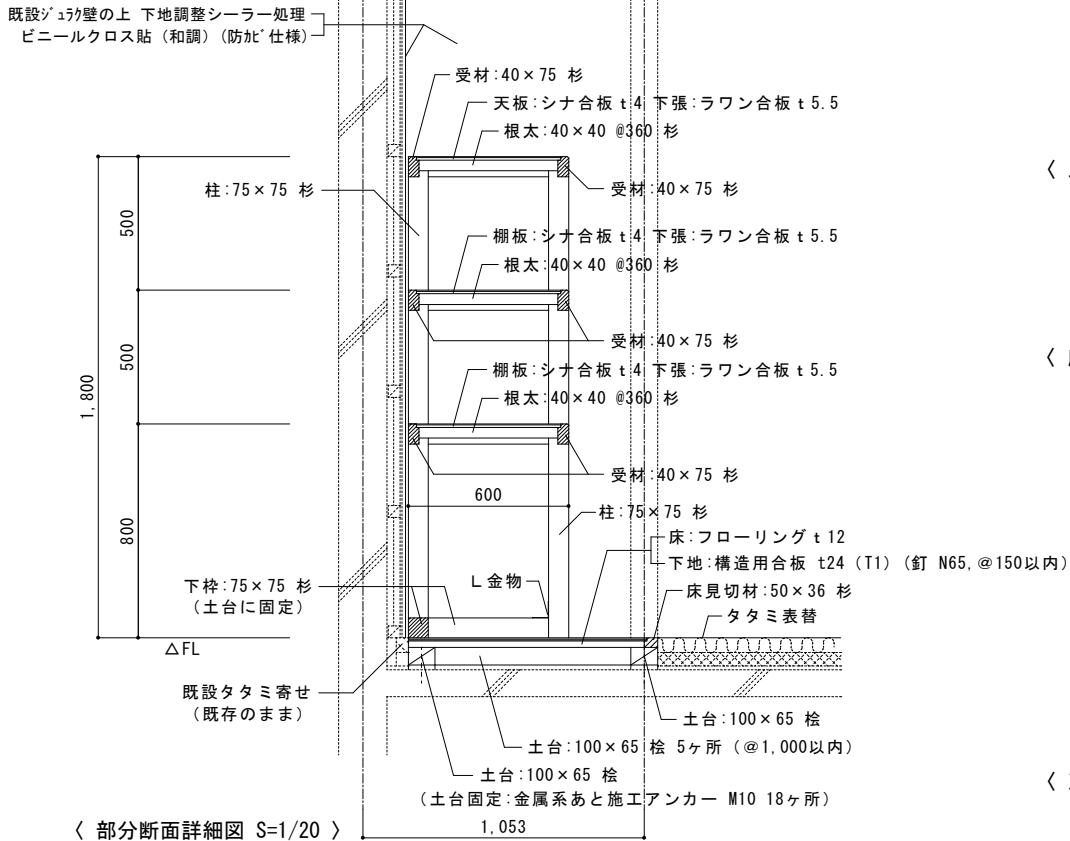
※ 既設トイレブースは同寸法 (SKP-スのみW830. D710)
ラワン合板フラッシュUP塗り 解体撤去

特 記	作 図	作 図	作 図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL:0930-25-1111 *****	工事名称・図面名称	縮 尺	図面番号
					畠田西地区学習等供用施設 改修工事	A2版: 1/100 A2版: 1/50 A3版: 1/141 A3版: 1/71	A 2 1
					建具表 (1)		

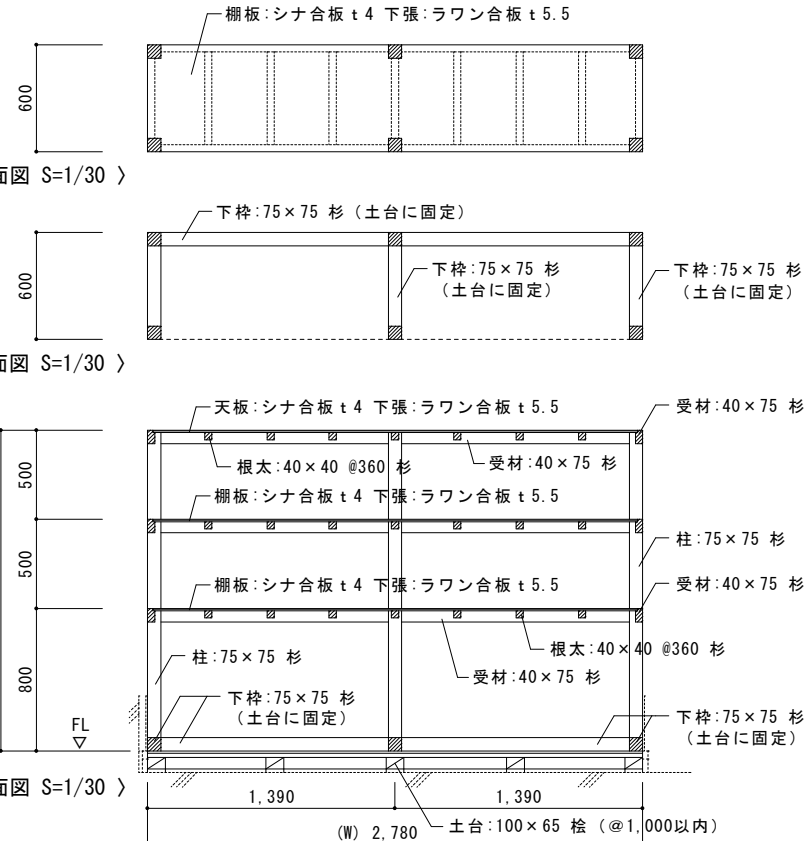
改修前・後	1FD【造り替】			2FD【造り替】			3FD【造り替】			4FD【造り替】			5FD【造り替】			
姿 図																
室名,見込,数量	集会室	30	1ヶ所	集会室	30	1ヶ所	収納庫	33	1ヶ所	休憩室、保育室	30	2ヶ所	便所	33	1ヶ所	
型 式	4枚引違いフラッシュ戸			引違いフラッシュ戸（額入）			両開き親子フラッシュ戸			引違いフラッシュ戸			片開きフラッシュ戸（額入）			
仕 上	片面：ポリ合板、 片面：新鳥ノ子紙			両面：ポリ合板			両面：ポリ合板			片面：ポリ合板、 片面：新鳥ノ子紙			両面：ポリ合板			
硝 子				型板ガラス t 4									型板ガラス t 4			
金 物	引手（片面SUS、片面和調）、平戸車			SUS引手、平戸車			SUS握玉（シンダー錠、サムターン）、フランス落し、ドアチェック			引手（片面SUS、片面和調）、平戸車			SUS丁番（3枚吊）、SUS握玉（空錠）			
備 考	敷居スベリ（撤去、新設）			敷居スベリ（撤去、新設）			SUS丁番（3枚吊）			敷居スベリ（撤去、新設）			沓摺テラゾー（既存のまま）			
記 号	6FD【造り替】			1F【張り替】			2F【張り替】（天袋共）									
姿 図																
室名,見込,数量	調理実習室	30	1ヶ所	休憩室	21	1ヶ所	保育室（押入）	21	1ヶ所							
型 式	両開き親子フラッシュ戸			4枚引違いフラッシュ戸			片開きフスマ戸（天袋付）									
仕 上	両面：ポリ合板（額入）			両面：新鳥ノ子紙（張り替）			片面：新鳥ノ子紙（天袋共張り替）、片面（既存のまま）									
硝 子	型板ガラス t 4			ランマ（既存のまま）												
金 物	SUS握玉（シンダー錠、サムターン）、フランス落し、ドアチェック			引手（和調）（撤去、新設）			取手（既設再利用）									
備 考	SUS丁番（3枚吊）			敷居スベリ（撤去、新設）												
記 号	1S【張り替】			2S【張り替】												
姿 図																
室名,見込,数量	休憩室	30	1ヶ所	保育室	30	1ヶ所										
型 式	引違い障子戸			引違い障子戸												
仕 上	障子紙（張り替）			障子紙（張り替）												
硝 子																
金 物																
備 考	敷居スベリ（撤去、新設）			敷居スベリ（撤去、新設）												
特 記							作 図	作 図	作 図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL：0930-25-1111 *****			工事名称・図面名称		総 尺	図面番号
									畠田西地区学習等供用施設 改修工事			A2版：1/50		A22		
									建具表（2）			A3版：1/71				



棚 詳細図 (保育室) S=1/20、1/30



〈 上部棚平面図 S=1/30 〉

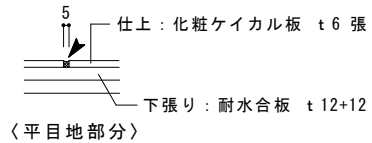


〈 床部棚平面図 S=1/30 〉

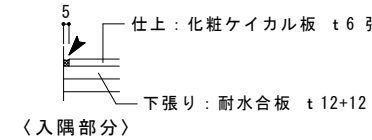
〈 正面棚断面図 S=1/30 〉

ライニング壁目地取合い詳細図 S=1/5

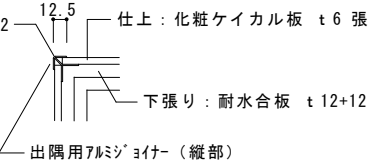
(LGS下地) (縦,横部)



〈平目地部分〉



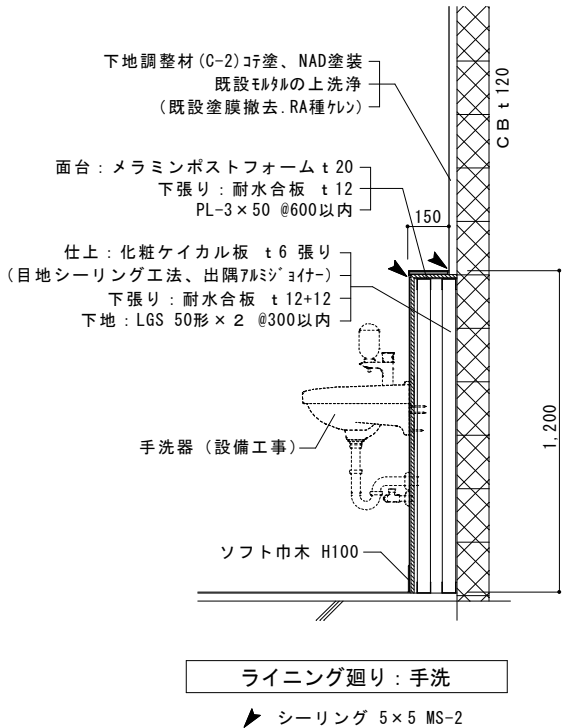
〈入隅部分〉



〈出隅部分〉

▲ シーリング 5×5 MS-2

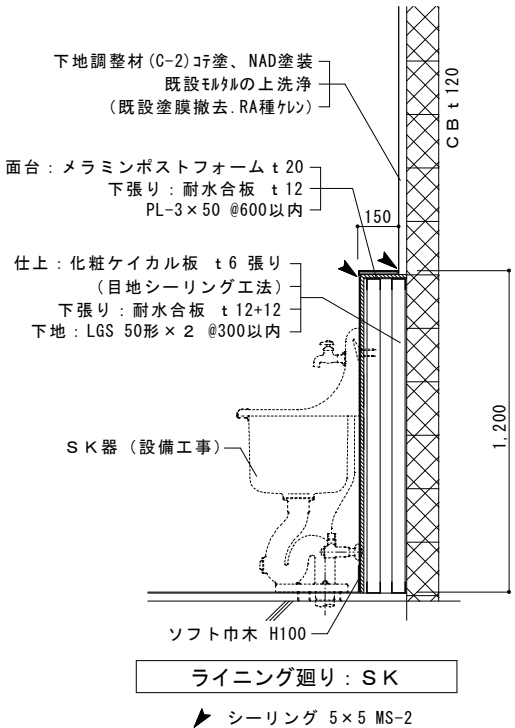
ライニング詳細図 (手洗) S=1/20



ライニング廻り：手洗

◆ シーリング 5×5 MS-

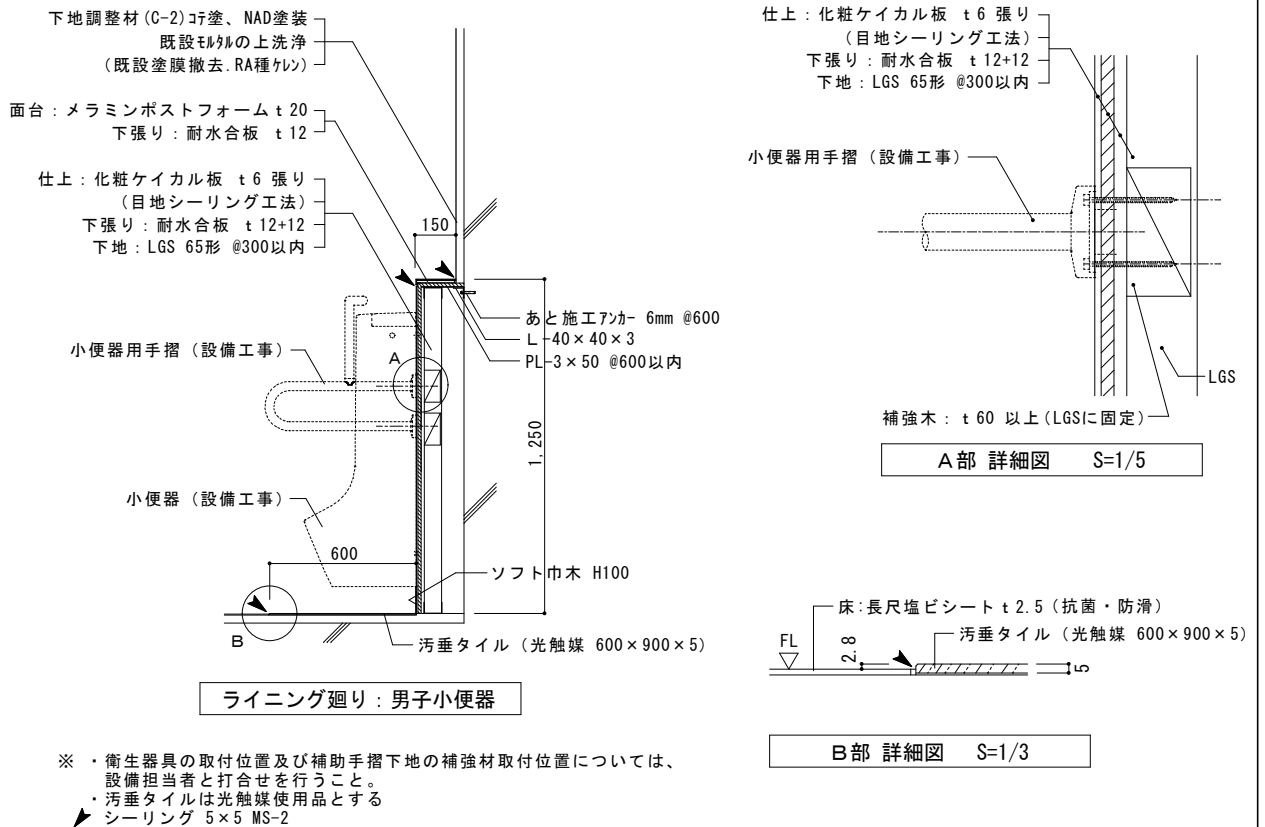
ライニング詳細図 (S K) S=1/20



ライニング廻り：SK

◆ シーリング 5×5 MS-

ライニング詳細図 (小便器) S=1/20、1/5、1/3



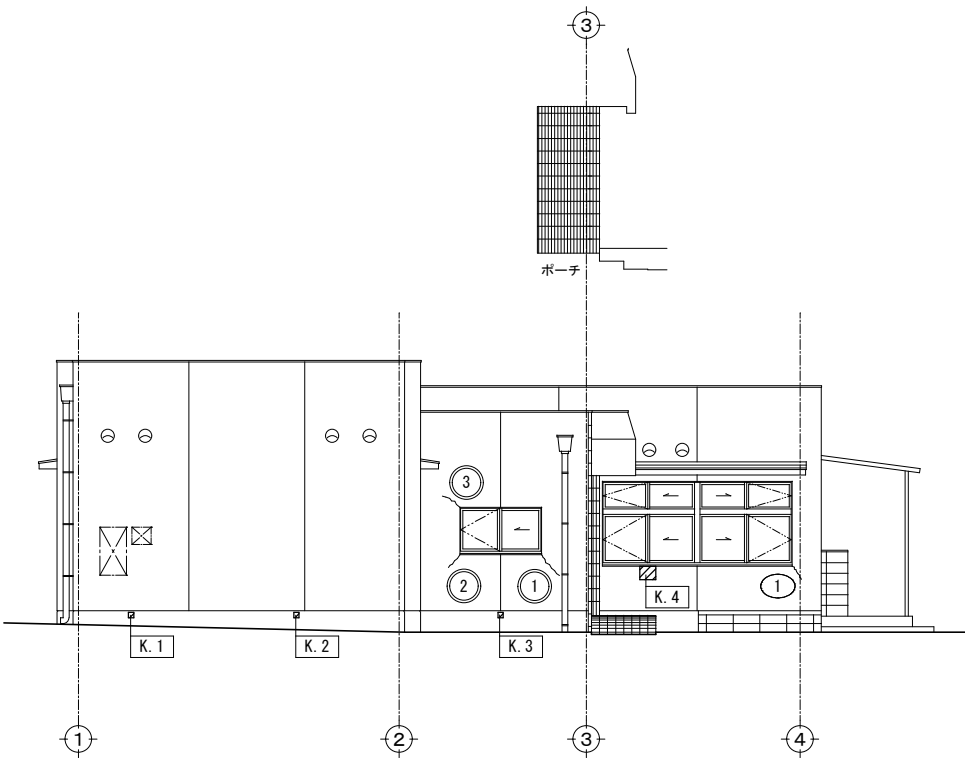
ライニング廻り：男子小便器

※ ・衛生器具の取付位置及び補助手摺下地の補強材取付位置については、設備担当者と打合せを行うこと。
・汚垂タイルは光触媒使用品とする
シーリング 5×5 MS-2

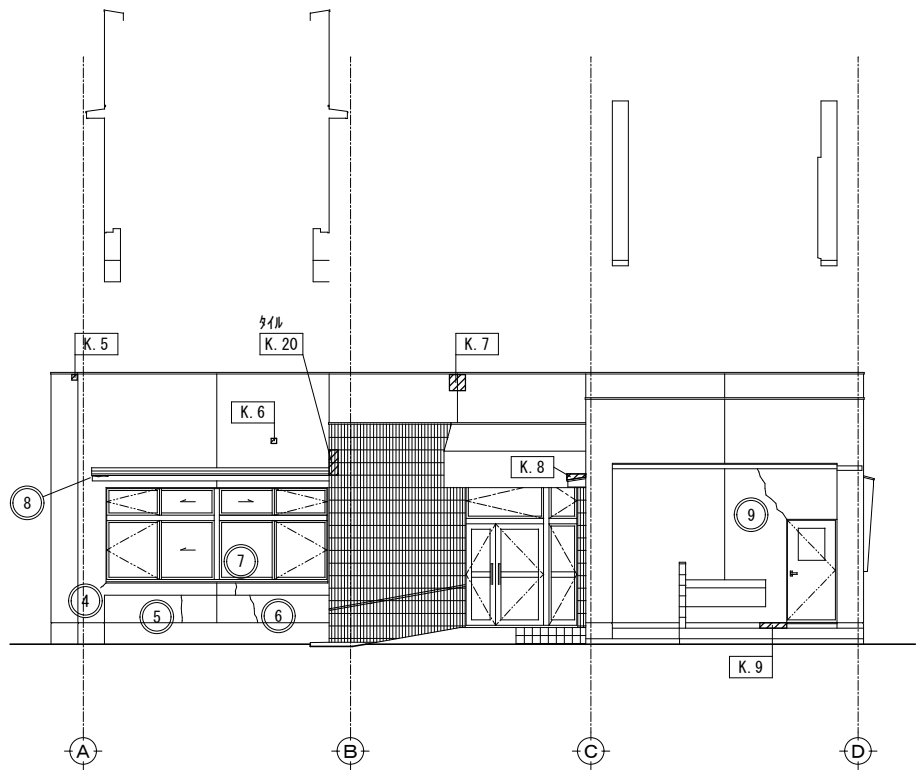
A部 詳細図

B部 詳細図 S=1/3

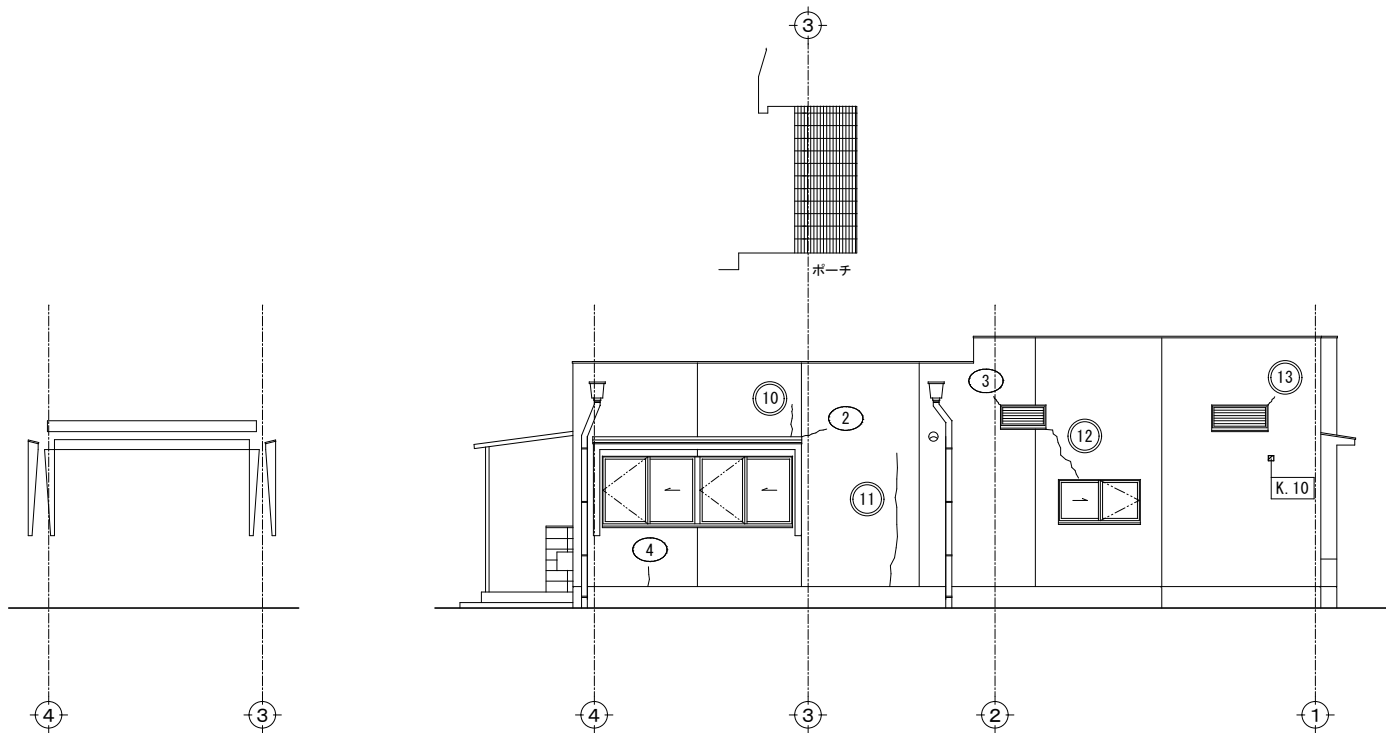
特 記	・既設内部壁NAD塗装面 下地調整材は（カチオン系ポリマーセメント系下地調整塗材（C-2）コテ塗） ・既設和式大便器撤去は建築工事、その他衛生機器の撤去は設備工事とする。 ・便所：衛生機器、補助手摺、タオル掛け、鏡の設置は設備工事。	作 図	作 図	作 図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL：0930-25-1111 *****	工 事 名 称 ・ 図 面 名 称	縮 尺	図 面 番 号
						畠田西地区学習等供用施設 改修工事	A2版：1/3.5 A2版：1/50, 30 A3版：1/4, 2, 7, 1 A3版：1/71, 42	A23
						雑詳細図		



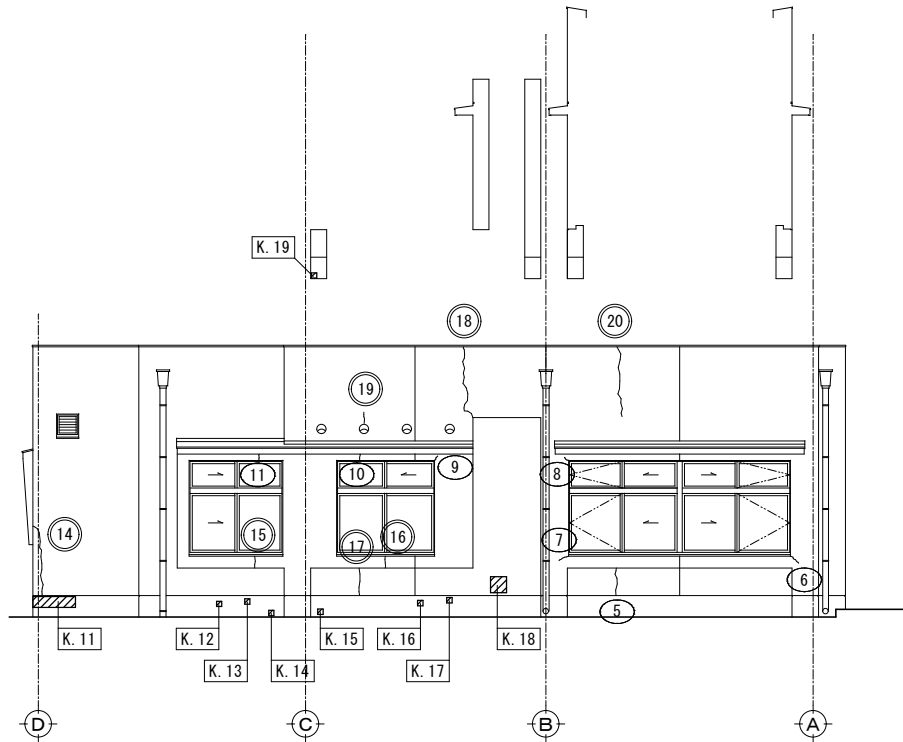
既存劣化部 南立面図 1/100



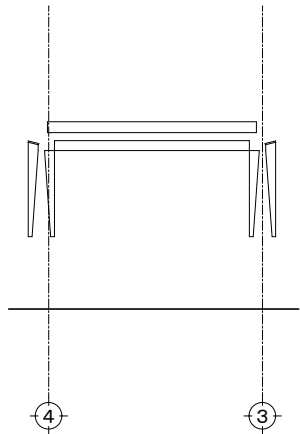
既存劣化部 東立面図 1/100



既存劣化部 北立面図 1/100



既存劣化部 西立面図 1/100



既存劣化部 底部展開図

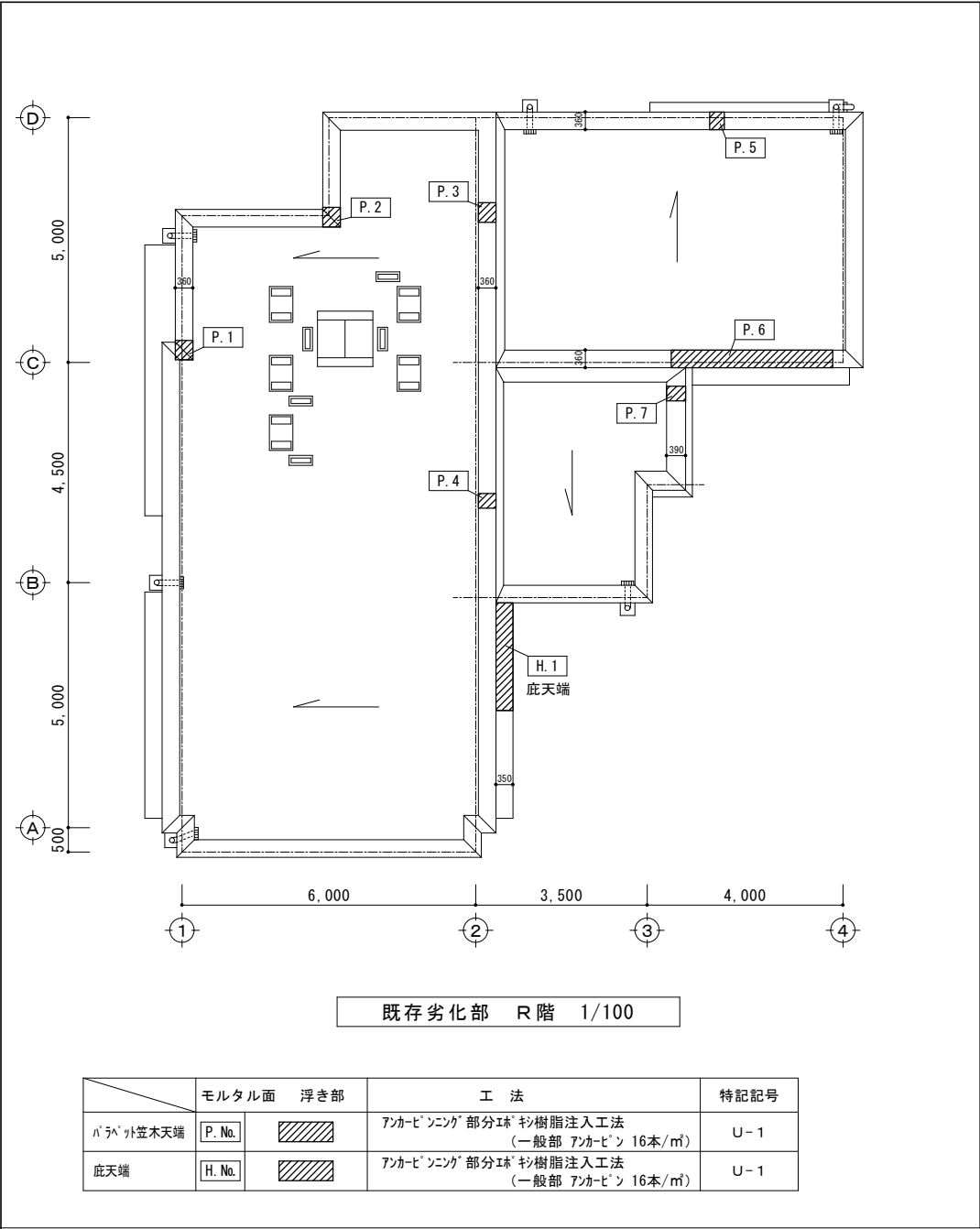
※特記なき亀裂 HLは、下地調整材（カチオン系フィラー C-1）にて処理

※換気フード周り：シーリング（撤去新設）15×10（MS-2）

モルタル面	ひび割れ	規 模	工 法	特記記号
○No.	~~~~~	0.2mm以上	Uカットシーリング材充填工法	S-1
○No.	~~~~~	0.2mm未満	シーリング工法	S-2

モルタル面	浮き部	規 模	工 法	特記記号
K.No.	////	0.25㎡未満	アノカビ・ソニク®部分球®樹脂注入工法 (一般部 アノカビ・ソニク® 16本/㎡)	U-1

作 図	作 図	作 図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL:0930-25-1111 *****	工 事 名 称・図 面 名 称	縮 尺	図 面 番 号
				畠田西地区学習等供用施設 改修工事	A2版: 1/100 A3版: 1/141	A24
				外部劣化部改修図 (1)		

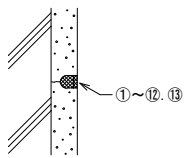
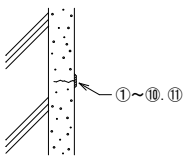
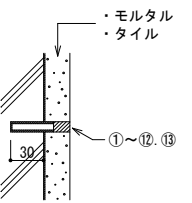
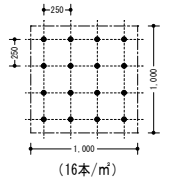
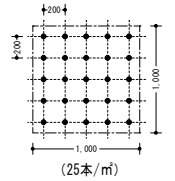
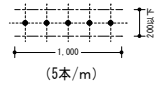


劣化部 数 量 表														
ひ び 割 れ 長 さ						浮 き 部 面 積								
外壁 幅 0.2mm以上			外壁 幅 0.2mm未満			外壁			バ'ラベ'ッ'笠木天端			庇天端		
S-1		Uカットシール材充填工法	S-2		シール工法	U-1		アンカーピンニング'部分エポキシ樹脂注入工法						
番号	幅 (mm)	長さ (m)	番号	幅 (mm)	長さ (m)	番号	縦 (m) × 横 (m)	面積 (㎡)	番号	幅 (m)	長さ (m)	番号	縦 (m) × 横 (m)	面積 (㎡)
①	0.3	0.50	①	0.15	0.30	K.1	0.10 × 0.10	0.010	P.1	0.36	0.40	H.1	2.20 × 0.35	0.770
②	0.3	0.30	②	0.15	0.50	K.2	0.10 × 0.10	0.010	P.2	0.36	0.40			
③	0.5	0.40	③	0.15	0.20	K.3	0.10 × 0.10	0.010	P.3	0.36	0.40			
④	0.3	0.10	④	0.15	0.40	K.4	0.25 × 0.30	0.075	P.4	0.36	0.30			
⑤	0.4	0.55	⑤	0.15	0.55	K.5	0.10 × 0.10	0.010	P.5	0.36	0.30			
⑥	0.3	0.55	⑥	0.15	0.20	K.6	0.10 × 0.10	0.010	P.6	0.36	3.30			
⑦	0.3	0.20	⑦	0.15	0.20	K.7	0.30 × 0.30	0.090	P.7	0.39	0.30			
⑧	0.5	0.30	⑧	0.15	0.10	K.8	0.09 × 0.35	0.031						
⑨	0.5	1.00	⑨	0.15	0.10	K.9	0.10 × 0.50	0.050						
⑩	0.5	0.60	⑩	0.15	0.10	K.10	0.10 × 0.10	0.010						
⑪	0.3	2.50	⑪	0.15	0.10	K.11	0.20 × 0.80	0.160						
⑫	0.3	1.25				K.12	0.10 × 0.10	0.010						
⑬	0.3	0.20				K.13	0.10 × 0.10	0.010						
⑭	0.3	1.30				K.14	0.10 × 0.10	0.010						
⑮	0.5	0.20				K.15	0.10 × 0.10	0.010						
⑯	0.3	0.20				K.16	0.10 × 0.10	0.010						
⑰	0.3	0.57				K.17	0.10 × 0.10	0.010						
⑱	0.5	1.30				K.18	0.30 × 0.30	0.090						
⑲	0.3	0.20				K.19	0.10 × 0.10	0.010						
⑳	0.3	1.30				K.20	0.48 × 0.21	0.100						
合計 (m)		13.52	合計 (m)		2.75	合計 (㎡)		0.726	合計 (m)		5.40	合計 (㎡)		0.770

〔補修特記事項〕

- ・補修範囲（ひび割れ、浮き、欠損等）は、監督員立会いのもとで下地調整を実施すること。
- ・補修箇所を目視、打診、マーキングし、写真撮影、図面化のうえ数量計算書を作成し、監督員と補修範囲を確認すること。
- ・工事着手前に施工計画書を作成し、監督員の承認を得ること。
- ・工事工程に応じて立会確認、工事写真撮影し、工程写真を監督員に提出すること。

〔改 修 工 法 〕

S-1	ひび割れ部 処理	S-2	ひび割れ部 処理	U-1	浮き部 処理
モルタル面	Uカットシール材充填工法 (ひび割れ幅 0.2mm以上) ポリウレタン系シーリング (2成分形)	モルタル面	シール工法 (ひび割れ幅 0.2mm未満) 可とう性エポキシ樹脂	モルタル面 タイル面	アンカーピンニング'部分エポキシ樹脂注入工法
 ①ひび割れ確認 ②改修範囲マーキング ③ひび割れ部Uカット ④溝内清掃 ⑤溝内プライマー塗布 ⑥シール材の計量・混練り ⑦シーリング材充填 (表面平滑仕上) ⑧養生 ⑨Uカット部埋戻し、ポリマーセメントモルタル平滑仕上 ⑩養生 ⑪清掃 (充填部以外の汚れ除去) ⑫検査 (シーリング材の仕上の状態及び硬化状態確認) ⑬高圧洗浄・下地調整材 (C-1)・仕上材	 ①ひび割れ確認 ②改修範囲マーキング ③清掃 (ひび割れ部汚れ除去) ④シール材の計量・混練り ⑤プライマー塗布 ⑥シール材塗布 (平滑仕上) ⑦シール材硬化前に、その表面にけい砂を散布 ⑧養生 ⑨清掃 (シール部以外の汚れ除去) ⑩検査 (シール材の仕上状態確認) ⑪高圧洗浄・下地調整材 (C-1)・仕上材	 ・モルタル ・タイル ①～⑫、⑬ ①浮き部確認 ②改修範囲マーキング ③アンカーピンの本数と配置の決定 ④穿孔 ⑤孔内の清掃 (孔内付着切粉ブラシ除去、エアー清掃) ⑥エポキシ樹脂の注入 ⑦アンカーピンの挿入 (スチレス'ン SUS304 φ4. 全ねじ切り) ⑧穿孔跡埋戻し (エポキシ樹脂パテ材による不陸調整) ⑨養生 ⑩サンダーケレン (段差調整) ⑪清掃 (塵、埃、汚れ除去) ⑫検査 (改修範囲、仕上り確認) ⑬モルタル面：高圧洗浄・仕上材 ⑬タイル面：高圧洗浄 ⑬巾木モルタル面：高圧洗浄	①一般部分標準グリッド (250×250)  (16本/㎡) ②指定部分標準グリッド (200×200) (見上げ面、底の鼻、まぐさ隅角部分等)  (25本/㎡) ③狭幅部 (幅200mm以下で帯状に剥離している幅の狭い部分等)  (5本/m) ● アンカーピン固定部		

※下地調整材 (カチオン系フィラー C-1)

特 記	作 図	作 図	作 図	行橋市役所 都市整備部 建築政策課 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 TEL:0930-25-1111 *****	工 事 名 称・図 面 名 称	縮 尺	図 面 番 号
					畠田西地区学習等供用施設 改修工事	A2版：1/100	A25
					外部劣化部改修図 (1)	A3版：1/141	

平成27年4月
防衛省地方協力局

防衛施設周辺防音事業

I 防音工事標準仕方書

1. 共通事項

1.1 概 説

1.2 定 義

本仕方書は、「防衛施設周辺防音事業補助金交付要綱」（平成19年防衛省訓令第121号）第5条の規定に基づいて定めたものである。

本仕方書は、防音工事の各種別の防音量の達成に必要な事項のみを不したものである。

各工事種類の名称は、次表のとおりとする。

工 事 種 別	名 称
1 級 工 事	防衛省 1級 防音工事
2 級 工 事	防衛省 2級 防音工事
3 級 工 事	防衛省 3級 防音工事
4 級 工 事	防衛省 4級 防音工事

1.3 通 用

実施設計に当たっては、本仕方書から該当する事項を選出して行うものとし、該当事項を列挙した特記仕様書を作成するものとする。

また、防音工事の標準仕方（以下「防音仕様」という。）以外の仕様については、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」等を準用するものとする。ただし、特別な事情により、これら仕様書により難い事項については、補助事業者が地方防衛局長（東海防衛支局長を含む。以下同じ。）と協議の上、これを処理するものとする。

1.4 定めのない音響材料又は防音仕様

本仕方書に定めのない音響材料又は防音仕様を採用する場合は、理由、名称構造、仕様、詳細図、見本、製造者名、日本工業規格（JIS規格）、材料検査成績、音響特性（公的試験所、研究所等の試験成績書添付）等の必要事項を記載した文書により、地方防衛局長の承認を受けるものとする。

1.5 図書の作成

本仕方書に基づく工事の設計図書は、すべて模書きとし、A4版左として製本するものとする。

2. 防音計画

各工事種類の防音量は次表のとおりとし、125Hzから4,000Hzまでのオクターブバンドの中心周波数における内外音圧レベル差の平均値とする。

工 事 種 別	防 音 量
1 級 工 事	35 d B 以上
2 級 工 事	30 "
3 級 工 事	25 "
4 級 工 事	20 "

2.3 遮音構成計画

騒音防止を必要とする対象室（以下「施工室」という。）の所在する様を遮音構成上の1区画となるよう計画する。

2.3 建具の遮音量

開口部の設計及び建具の選定に当たっては、開口部の占める面積、建具の構造等を十分検討する。

各種建具の遮音量は、次表のとおりとする。

区分	建 具 別	遮 音 量 (平均値)
1	金属製一部二重気密建具(可動部(10)、固定部(10+5))	35dB以上
2	金属製一部二重気密建具(可動部(8)、固定部(5+5))	33 "
3	区分4の金属製気密建具(5)と木製気密建具(3)又は金属製普通建具(3)の二重建、建具間吸音層付	33 "
4	金属製気密建具(5)	28 "
5	金属製気密建具(5)	25 "
6	金属製普通建具(3)	18 "
7	木製気密建具(3)	15 "

備考：1 () 内の数値はガラス厚で単位はmm。

2 遮音量は、125Hzから4,000Hzまでの1/3オクターブバンドの中心周波数における音響透過損失の平均とする。

また、金属製一部二重気密建具及び金属製気密建具(5)については、JIS A 1416「実験室における建築部材の空気音遮断性能の測定方法」に基づく試験結果の音響透過損失値が次表の遮音性能曲線を下回らないものとする。ただし、区分1及び2の建具にあっては、1,250Hz以上の各周波数帯における音響透過損失値が遮音性能曲線の数値を下回る場合、その差の合計が6 dB以下のときは、差し支えないものとする。

3. 換気計画

a 窓建具は、原則として開放部を片引きとし、その開放面積は開口面積の50%以内とする。

b 排煙口を必要とする場合には、建築基準法（昭和25年法律第201号）に規定する面積を有し、その遮音量は対応する建具のそれを下回らないものとする。

開口部に使用するガラスブロックは、JIS A 5212「ガラスブロック（中空）」に合格したものであって、その遮音量は対応する建具のそれを下回らないものとする。

2.6 室内吸音構成計画

施工室の内部仕上りは、別表「設計計画表」によるものとする。

3.1 必要換気量及び必要外気量

a 学校、専修学校、保育所、福祉型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、児童自立支援施設、身体障害者福祉センター、職業能力開発校、障害者支援施設及び障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設（以下「教育関係施設」という。）の施工室における必要換気量及び必要外気量は、20m³/h以上とする。

ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に定める特定建築物に該当する施設については、同法に規定される基準によるものとする。

b 病院、診療所、助産所、保健所、医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援センター、救護施設、老人デイサービスセンター、特別養護老人ホーム、老人介護支援センター及び母子健康センター（以下「医療関係施設」という。）の施工室における必要換気量及び必要外気量は、一般社団法人日本医療福祉設備協会規格「病院設備設計ガイドライン（空調設備編）」の「部門別各室条件一覧表」における最少風量のめやすによるものとする。

3.2 排気量

排気量（単独強制排気装置がある場合には、これによる排気量相当分を含む。）は、必要外気量に見合う量となるよう計画するものとする。

3.3 空気清浄方式

a 空気清浄方式は、原則としてエアフィルターによるものとする。

b エアフィルターの形式は自動巻取形又はパネル形とし、集塵効率率は重量法（A F 1）の測定において70%以上とする。

ただし、ファンコイルユニット、パッケージ形空調機及び3.7.1.cに規定する防音型空調換気装置に装備するエアフィルターについては、製造メーカーの仕様によることができる。

c パネル形は、JIS H 4000「アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条」に規定するアルミニウム板製又は銅板製（防錆処理を施したJIS G 3141「冷間圧延銅板及び銅帯」に規定する銅板製をいう。以下同じ。）の枠の内部にろ材を納めたもので、風圧によってろ材が容易に変形しないろ材支持材を備えたものとし、寸法は原則として500mm×500mmとする。取付枠は防錆処理を施した銅板製又はJIS G 3192「熱間圧延形銅の形状、寸法、質量及びその許容差」に規定する形銅製で堅固に製作し、着脱容易な構造とする。また、必要に応じて洗浄装置を設置することができる。

3.4 吹出音

吹出口における騒音値は、水平に1m離れた点から1.2m下（吹出口が床から3m以上の位置にあるときは、床から1.8m）の位置において、原則として次の値を超えないものとする。

教育関係施設	図書室、医務室、保健室及びこれに類する室	40 dB(A)
	その他の施工室	45 dB(A)
医療関係施設	医師勤務室、学習指導室、集會室、会議室、事務室及びこれに類する室	45 dB(A)
	その他の施工室	40 dB(A)

3.5 換気方式

a 換気方式は、単一ダクト換気方式又は個別分散換気方式とする。

b 換気方式の適用にあたっては、建物の用途、地域、規模、同一時間帯に使用する施工室の配置状況、増築等既存換気方式との接続方法、ダクトの設置による天井高さへの影響及び機器の維持管理等を総合的に考慮検討の上、決定するものとする。

3.6 単一ダクト換気方式

a 給気は、機械室内に設けた送風機より外気を取り入れダクトを経て施工室に送風する。

b 排気は、施工室の排気ガラリから廊下へ自然排気の上、廊下ガラリからダクトを経て送風機により屋外に排気する。

c 換気系統は、用途、使用時間帯等により区分するものとし、空気調和（以下「空調」という。）設備を有する施設にあっては、空調系統との整合を図る。

3.6.1 給気ダクト

給気ダクトは、原則として亜鉛鉄板製（JIS G 3302「溶融亜鉛めっき鋼板及び銅帯」に規定する亜鉛鉄板製をいう。以下同じ。）の低速ダクトとし、必要箇所には防火ダンパー、防煙ダンパー又は風量調節ダンパーを設けるものとする。また、屋外にあっては、原則として鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造の壁体で囲むものとする。

3.6.2 排気ダクト

a 排気ダクトは、原則として屋内は亜鉛鉄板製とし、屋外は鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートブロック造とする。

b 排気ダクトには、必要に応じてロックウール吸音材又はグラスウール吸音材を内張りした通気路90度以上の屈曲を有する消音部を取り付けるものとする。

3.6.3 消音

消音装置は、セル形等の消音器及び吸音材の内張り等とする。使用吸音材は、ロックウール吸音材又はグラスウール吸音材とし、強風により飛散しないものとする。

3.6.4 給排気口

a 給気口は、原則としてユニバーサル形とし、気流方向の調整が自在であるものとする。

b ガラリ排気口は、原則として出入口建具又は施工室の廊下側の壁体に設置するものとする。

c 消音自然排気口は、ロックウール吸音材又はグラスウール吸音材を内張りした180度以上の屈曲する通気路を有する箱形とし、施工室の廊下側の壁体に設置するものとする。

d 給排気口は、騒音、振動を少なくするとともに、室内気流分布を考慮して位置及び個数を定めるものとする。

3.7 個別分散換気方式

a 給排気は、コンクリート面を貫通するダクト引き換気装置により行い、同装置は、壁・天井等を利用して有効な換気ができる場所に設置する。

b 換気装置は、熱交換エレメントを組み込んだ静止型全熱交換器を使用するものとし、温度交換効率は強運転時において70%以上とする。

3.7.1 外壁の開口部等の防音処理

a 外壁の遮音性能の低下を防ぐため静止型全熱交換器の屋外側（熱交換エレメント収納部を基準として外に面している方をいう。以下同じ。）給気ダクト及び排気ダクトにロックウール吸音材又はグラスウール吸音材を内張りした180度以上の屈曲する通気路を有する亜鉛めっき鋼板の消音ボックスを取り付けるものとする。

b 静止型全熱交換器の屋外側給気ダクト及び排気ダクト部分に125Hzにおいて8 dB以上、500Hzにおいて15 dB以上、2,000Hzにおいて24 dB以上の透過損失を有する軟質遮音シートを間隙なく巻くものとする。

c 防音処理をした静止型全熱交換器（以下「防音型空調換気装置」という。）等の防音性能を確認するため、必要に応じて防音効果測定を実施するものとする。

3.7.2 屋内側給・排気口の消音

屋内側（熱交換エレメント収納部を基準として室内に面している方をいう。以下同じ。）給・排気ダクト及び屋内側給・排気口には、給・排気音を抑えるための有効な消音ダクト、消音ボックスを取り付けるものとする。

4.1 室内温度条件

a 教育関係施設の室内温度条件は、原則として次表によるものとする。

なお、温度保持における室内温度条件と吹出口温度の差は、15℃以下を標準とする。

	冬 季	夏 季
乾燥温度（℃）	18～20	25～28
相対湿度（％）	40～70	

b 医療関係施設の室内温度条件は、原則として一般社団法人日本医療福祉設備協会企画「病院設備設計ガイドライン（空調設備編）」の「部門別各室条件一覧表」の温度条件によるものとする。

なお、温度保持における室内温度条件と吹出口温度の差は、15℃以下を標準とする。

4.2 温・冷熱源

温・冷熱源は、施設の規模、施工室の規模、施工室の使用時間帯、用途等を考慮して設定するものとする。

4.3 単一ダクト空調方式

a 単一ダクト空調方式は、同一時間帯に使用する施工室を集約するなど系統を分けて、ゾーニングを行うものとする。

なお、個別制御の必要な施設及び施工室にあっては、換気計画における単一ダクト換気方式（外気負荷処理を含む。）とファンコイルユニット等を組み合わせることができる。

4.3.1 送風方式

送風方式は、定風量（CAV）方式を原則とする。ただし、施工室の使用形態等により必要ある場合は、変風量（VAV）方式によることができる。

4.3.2 空調用ダクト

空調用ダクトは、換気用ダクトを兼ねる。換気ダクトは、換気時と空調時の運転を考慮して排気ダクト系への切替えができるものとする。

4.4 個別分散空調方式

換気計画における個別分散換気方式（外気負荷処理を含む。）とファンコイルユニット、パッケージ空調機又は小型空調機等を組み合わせることができる。この場合の防音型空調換気装置は、単独運転ができるものとし、必要に応じ、加湿装置を組み合わせたもの又は加湿装置が内蔵されたものとする。

4. 空調計画

a 教育関係施設の室内温度条件は、原則として次表によるものとする。

なお、温度保持における室内温度条件と吹出口温度の差は、15℃以下を標準とする。

	冬 季	夏 季
乾燥温度（℃）	18～20	25～28
相対湿度（％）	40～70	

b 医療関係施設の室内温度条件は、原則として一般社団法人日本医療福祉設備協会企画「病院設備設計ガイドライン（空調設備編）」の「部門別各室条件一覧表」の温度条件によるものとする。

なお、温度保持における室内温度条件と吹出口温度の差は、15℃以下を標準とする。

4.3 単一ダクト空調方式

a 単一ダクト空調方式は、同一時間帯に使用する施工室を集約するなど系統を分けて、ゾーニングを行うものとする。

なお、個別制御の必要な施設及び施工室にあっては、換気計画における単一ダクト換気方式（外気負荷処理を含む。）とファンコイルユニット等を組み合わせることができる。

4.3.1 送風方式

送風方式は、定風量（CAV）方式を原則とする。ただし、施工室の使用形態等により必要ある場合は、変風量（VAV）方式によることができる。

4.3.2 空調用ダクト

空調用ダクトは、換気用ダクトを兼ねる。換気ダクトは、換気時と空調時の運転を考慮して排気ダクト系への切替えができるものとする。

4.4 個別分散空調方式

換気計画における個別分散換気方式（外気負荷処理を含む。）とファンコイルユニット、パッケージ空調機又は小型空調機等を組み合わせることができる。この場合の防音型空調換気装置は、単独運転ができるものとし、必要に応じ、加湿装置を組み合わせたもの又は加湿装置が内蔵されたものとする。

5. 機械室の防音防振計画

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第4条第1項の規定に基づき都道府県知事が定める規制基準（同条第2項の規定に基づき市町村が条例で規制基準を定める場合には当該基準）に適合するよう、空調機、送風機等の防音・防振の措置を施すとともに、必要に応じ、機械室の防音を行うものとする。

II 防音工事標準仕様書

1. 総 則

1.1 適用範囲

防音工事の仕様については、本仕様書によることとするが、記載のない事項については、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」、「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）」、「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）」及び「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）」（以下「標準仕様書」と総称する。）並びに特記仕様書等によるものとする。

1.2 設計図書の優先順位

現場説明書（回答を含む。）、特記仕様書、防音工事標準仕様書、設計図及び標準仕様書の間において、その内容に相違がある場合の優先順位は、原則として次のとおりとする。

第1位 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書

第2位 特記仕様書

第3位 防音工事標準仕様書

第4位 設計図

第5位 標準仕様書

1.3 防音量等の測定に対する協力

工事中又は完成後に、建築主又は工事監督者が、防音量及び消音装置その他の設備の効果の測定を行う場合には、請負者はこれに協力するものとする。

2. 材料規格

ロックウール吸音材、ロックウール化繊吸音材、グラスウール吸音材、吸音用あなせつこうボードはJISA6301「吸音材料」の規格品とし、次表に適合するものとする。

種 類	密 度 kg/m ³	厚さ mm	吸音率	適 用	
ロックウール吸音材	ロックウール吸音フェルト	40	25	0.7M	
ロックウール化繊吸音材	—	9	0.5M		
グラスウール吸音材	グラスウール吸音フェルト168	16	40	0.7M	
	グラスウール吸音ボード488	48	40	0.9M	
吸音用あなせつこうボード	φ6～22	—	9.5	0.3U	集塵部を張りしたもの

注：吸音率は、JIS A 6301 4.2の「吸音率による区分」による。

2.2 せつこうボード

せつこうボードは、JIS A 6901「せつこうボード製品」の規格品とし、次表に適合するものとする。

材 料	厚 さ (mm)
せつこうボード	9.5

2.3 合 板

合板は、合板の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第233号）に規定する普通合板で、接着の程度は2類、樹種はラワン又はなしとし、厚さ5.5mm以上のものとする。

2.4 せん孔合板

a せん孔合板は、2.3に定める合板にせん孔したものとする。

b せん孔合板は、孔内面に裁断屑を残さずあけ状態が良好なものとする。

c 開孔率は、5%以上とする。

2.5 提示板用壁紙

提示板用壁紙は、JISA6921「壁紙」の規格品とし、提示板用のものとする。

特記事項

行橋市役所 都市整備部 建築政策課
福岡県行橋市中央一丁目1番1号

工 事 名 称

晶田西地区学習等共用施設改修工事

図 面 名 称

防音工事
標準仕方書-1

縮 尺

製 図 年 月 日

所 長

検 図

作 図

A-26

[illegible]